欧州・投資関連コスト一覧 (北アフリカ・CIS 諸国を含む)

-2010 年度調査-

在欧州・CIS ジェトロセンター・事務所

欧州ロシア CIS 課、中東アフリカ課

ジェトロは、西欧 17 都市、中・東欧 8 都市、ロシア CIS5 都市、北アフリカ 2 都市の人件費と税制について調査を実施した(2010 年 11 月)。欧州では財政健全化の流れを受けて付加価値税を増税する動きが目立った。賃金については、前回調査(2010 年 2 月)の結果と同様に、北欧・西欧・ロシアと中・東欧・CIS 諸国・北アフリカとの間には大きな乖離がある。

<欧州8カ国で付加価値税を増税>

財政赤字問題が顕在化したギリシャをはじめ、英国、ポルトガル、スロバキア、ルーマニア、ポーランドが財政健全化対策として付加価値税率を引き上げ、フィンランドは付加価値税の軽減税率の対象分野を一部縮小した。スイスも 2011 年 1 月より 7 年間の期限付きで付加価値税率をそれまでの 7.6%から 8%に増税を実施したが、これは障害者年金基金(公的保険)の赤字補填を目的としており、他国と主旨が異なる。

ギリシャは 2010 年 3 月と 7 月に付加価値税の標準税率を当初の 19%から 21%、23%と 段階的に引き上げた一方で、公務員の給与削減など財政支出削減を実施している。

英国は 2011 年 1 月 4 日から付加価値税の標準税率を従来の 17.5%から 20%に引き上げた。 ポルトガルも 2010 年 6 月 30 日付付加価値税法改正に伴い、従来の付加価値税の標準税率 20% を 21% (本土) に引き上げた。

中・東欧では、スロバキアが 2011 年 1 月から従来 19%だった付加価値税率を 20%に引き上げ、ポーランドも 2011 年 1 月から 3 年間の時限立法で付加価値税の標準税率を従来の 22% から 23%に引き上げた。また、ルーマニアは 2010 年 7 月 1 日から付加価値税の標準税率を従来の 19%から 24%へと大幅に引き上げている。

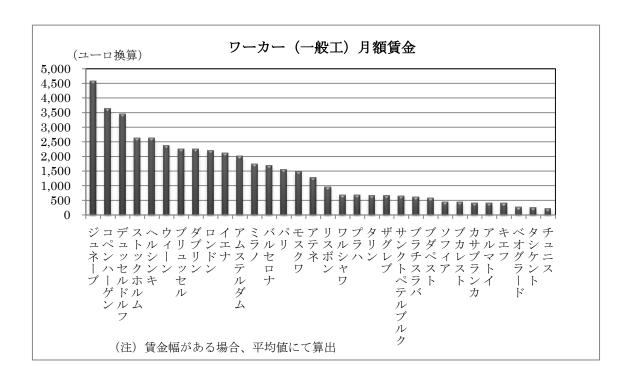
<一部の国で法人税引き下げ>

経済対策として、英国、オランダ、ハンガリー、ウクライナでは、法人所得税率の引き下げが行われた。英国では、付加価値税率の引き上げが行われる一方で、法人税率を現行の 27%から 2011 年 4 月 1 日以降毎年 1%ずつ 24%まで引き下げるなどの税制改革を行っている。オランダは最高税率が従来の 25.5%から 25%に引き下げられた。ハンガリーでは、2010年 6 月に発表された経済再生計画に基づき、年間課税所得額 5,000 万フォリント以下の中小企業に対する法人所得税率を従来の 19%から 10%に引き下げた。一方でハンガリー政府は財政健全化策として通信、エネルギー、小売、銀行に対する特別税を導入している。ウクライナでは 2011年 1 月 1 日に施行された国税基本法に基づき、2011年 4 月 1 日から従来の法人所得税率 25%を 2014年までかけて段階的に 16%に引き下げるほか、付加価値税率も 2014年 1 月に現在の 20%から 17%に引き下げる。

<東西の賃金格差依然として大きい>

ワーカーの月額賃金 (グロス) で比較すると、スイス・ジュネーブの 4,579 ユーロが最も高く、概ね、北欧都市→西欧都市→中・東欧及び CIS 諸国→北アフリカの順に賃金の低下が見られ、チュニジア・チュニスの 151~292 ユーロが最も安い。2009 年はいずれの国も不景気で、普段は二桁の年率上昇が見られることもある中・東欧諸国でも概ね名目賃金上昇率が 1 桁台に落ち着いた。2010 年の名目賃金上昇率は全ての国について発表されているわけではないが、物価上昇率で見ると、2009 年に比べて上昇傾向にある。いずれにせよ 2009年の名目賃金上昇率の伸びが鈍化したことで、従来の東西の賃金格差が維持された格好だ(図参照)。

今回初めて調査対象に加えた営業職の賃金については、21 都市のデータが入手できた。最も高い水準にあったのは、イタリア・ミラノ(2,917~5,833 ユーロ)、スイス・ジュネーブ(5,817 ユーロ)、デンマーク・コペンハーゲン(5,474 ユーロ)で、日本企業が最も集積する英国・ロンドンは 3,162 ユーロ、ドイツ・デュッセルドルフは 3,873 ユーロであった。



欧州地域・2011年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。 下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

	<u>賃金総括表</u>	
	<西欧>	
1.	<u>ベルギー(ブリュッセル)</u>	
2.	<u>オランダ(アムステルダム)</u>	
3.	<u>フランス(パリ)</u>	
4.	<u>イタリア(ミラノ)</u>	
5.	<u>スペイン(バルセロナ)</u>	
6.	<u>ポルトガル(リスボン)</u>	
7.	<u>ギリシャ(アテネ)</u>	
8.	英国(ロンドン)	
9.	<u>アイルランド(ダブリン)</u>	
10.	<u>ドイツ(デュッセルドルフ)</u>	
11.	<u>ドイツ(イエナ)</u>	
12.	オーストリア(ウィーン)	
13.	<u>スイス(ジュネーブ)</u>	
14.	<u>スウェーデン(ストックホルム)</u>	
15.	<u>デンマーク(コペンハーゲン)</u>	
16.	<u>フィンランド(ヘルシンキ)</u>	
	<中•東欧>	
17.		
18.	<u>チェコ(プラハ)</u>	
	<u>ハンガリー(ブダペスト)</u>	
	<u>ポーランド(ワルシャワ)</u>	
21.	<u>スロバキア(ブラチスラバ)</u>	
	ノキ末帰り	
00	41137141447	
	<u>ルーマニア(ブカレスト)</u>	
	<u>ブルガリア(ソフィア)</u>	
	セルビア(ベオグラード)	
25.	<u>クロアチア(ザグレブ)</u>	
	<ロシア、CIS諸国>	
26		
	ロシア(サンクトペテルブルク)	
	ウクライナ(キエフ)	
	ウズベキスタン(タシケント)	
	カザフスタン(アルマトイ)	
	<北アフリカ>	
31.	<u>チュニジア(チュニス)</u>	
32.	<u>モロッコ(カサブランカ)</u>	

賃金(月額)総括表

<西欧> (単位:ユーロ)

<u> </u>	96人/							(単位:ユーロ)
	玉		ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル
	調査都市		(ブリュッセル)	(アムステルダム)	(パリ)	(ミラノ)	(バルセロナ)	(リスボン)
法	定最低	賃 金	1,415	1,416	1,365	1,180~1,983	633	475
ワ	ー カ	_	2,218~2,288	1,979~2,021	1,547	1,726	1,182~2,190	804~1,107
エ	ンジニ	ニア	4,332	3,436~3,507	2,710~2,760	3,333~4,583	1,801~3,588	1,154~1,373
中	間管理	里 職	6,147	4,307~4,400	3,250~3,667	3,750~4,583	2,701~5,554	1,882~ 3,212
営	業	職	n.a.	3,786~3,871	1,850	2,917~5,833	1,746~3,552	1,107~1,221
店舍	甫スタッフ(アノ	ペレル)	2,333	1,507	1,200	n.a.	1,425	653
店	舗スタッフ(飲食)	2,061	1,548	1,200	n.a.	1,181	564

		玉			ギリシャ	英国	アイルランド	ドイツ	(東部ドイツ)	オーストリア
	調	查都r	ħ		(アテネ)	(ロンドン)	(ダブリン)	(デュッセルドルフ)	(イエナ)	(ウィーン)
法	定量	曼 低	賃	金	739.56 ~ 1,020.80	(1)665.6 (2)899.2 (3)1,084.8	1,384	1,224~2,072	1,040~1,986	_
ワ	_	7	ካ	I	1,283	2,205	2,242	3,443	2,111	2,374
エ	ン	ジ	=	ア	3,600	3,706	5,242~5,886	4,750	3,594	3,409
中	間	管	理	職	4,734	4,723	4,633	6,221	4,155	4,730
営		業		職	n.a.	3,162	2,039	3,873	n.a	n.a.
店舍	浦スタ [、]	ソフ(ア	′パレ	ル)	n.a.	1,458	3,547	3,425	2,137	1,913
店台	舗スタ	マッフ	(飲:	食)	n.a.	1,210	2,143	2,880	1,864	1,826

		玉			スイス	スウェーデン	デンマーク	フィンランド	エストニア
	調	査都	市		(ジュネーブ)	(ストックホルム)	(コペンハーゲン)	(ヘルシンキ)	(タリン)
法	定:	最 促	〔 賃	金	_	_	なし	_	278
ワ	_	•	カ	_	4,579	2,627	3,636	2,620	658
I	ン	ジ	=	ア	5,230	3,541	6,462	3,326	901
中	間	管	理	職	6,101	4,674	7,720	4,373	2,115
営		業		職	5,817	3,778	5,474	n.a.	1,288
店部	捕スタ	ッフ(アパレ	・ル)	3,066	2,553	3,356	2,056	320~383
店	舗ス?	タッフ	フ(飲	食)	2,906	2,146	3,720	1,949	511 ~ 575

		玉			チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロバキア
	Ī	周査都	市		(プラハ)	(ブダペスト)	(ワルシャワ)	(ブラチスラバ)
法	定	最低	. 賃	金	326	283	354	308
ワ	-	-	カ	-	668	421~710	422~919	610
エ	ン	ジ	=	ア	1,115	938~1,632	946~1,406	749
中	間	管	理	職	2,970	1,835~2,450	1,682~2,895	1,237
営		業		職	1,383	n.a.	840~1,201	n.a.
店會	捕スタ	マッフ(アパレ	ハレ)	637	420	562 ~ 777	464
店 :	舗ス	タッフ	フ(飲	食)	684	356	562 ~ 777	464

<南東欧>

国	ルーマニア	ブルガリア	クロアチア	セルビア
調査都市	(ブカレスト)	(ソフィア)	(ザグレブ)	(ベオグラード)
法定 最低 賃金	157~164	123/月	384/月	147
ワーカー	366~481	295~591	655	267
エンジニア	1,064~1,214	591~709	1,032	398
中間管理職	2,162~2,575	709~	1,474	576
営 業 職	2,060~2,520	n.a.	n.a.	493
店舗スタッフ(アパレル)	n.a	292	641	289
店舗スタッフ(飲食)	n.a	255	641	n.a.

<ロシア、CIS諸国>

	-,,,								
		玉			ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
	調	査都	市		(モスクワ)	(サンクトペテルブルク)	(キエフ)	(タシケント)	(アルマトイ)
法	定:	最 但	. 賃	金	245	162	83	20	72
ワ	_	•	カ	_	942~2,015	651	300~487	224~266	282~508
エ	ン	ジ	=	ア	1,295~2,943	1,121	464~525	396	578 ~ 1,064
中	間	管	理	職	3,061~12,242	1,736	892~2,854	488	601~1,060
営		業		職	824~2,825	943	170~782	99プラス成約額 の10~15%	290~601
店舍	舗スタ	ッフ(アパレ	・ル)	659~2,119	511	134~653	99プラス売上の 3%プラス昼食 手当て26	315~542
店:	舗ス?	タッフ	ノ(飲	食)	480~1,248	511	581 ~ 828	198プラス	242~290

<北アフリカ>

围	チュニジア	モロッコ
調査都市	(チュニス)	(カサブランカ)
法 定 最 低 賃 金	140	150
ワーカー	151~292	180~621
エンジニア	245~367	586 ~ 977
中間管理職	328~583	888~2,664
営 業 職	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	n.a.
店 舗 スタッフ(飲 食)	n.a.	n.a.

	T	TILLITE		特に追記がない場合はVATを含む。		
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考		
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,108~3,206	2,218~2,288	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス 部門は除く 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、 2010年の名目賃金上昇率(3.4%、0.9%)を乗じた増加分を 加算		
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	6,070	4,332	同上		
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	8,613	6,147	同上		
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.			
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,269	2,333	同上		
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,888	2,061	同上		
賃金	6.法定最低賃金	1,982.96/月	1,415.24/月	出所:連邦雇用省 改定日:2010年9月1日 21歳以上(勤続6ヵ月未満)の場合		
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		Iス月給の92% i1ヵ月分	出所:フェッドウェブ(連邦政府サイト) 一般的には年2回支給		
		雇用者負担率:32.53~34.22% 被雇用者負担率:13.07% 雇用者負担率の内訳: 年金:8.86% 医療保険:6.15% 失業保険:1.46% その他:16.06%(被雇用者数10. 人以上)	人未満)、17.75%(被雇用者数10	出所: セキュレックス(政府公認の給与計算代行企業) (2009~2010年の数値) 雇用者負担率は被雇用者数によって異なる		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年→ 2010年)	3.4%→3.4%−	→3.4%→0.9%	出所:ベルギー国立銀行 2010年は予測値		
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1,030	717	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社(BRDA) ブリュッセル首都圏地域の工場(1,001~2,500m2) 諸経費、諸税除く(VAT非課税)		
価 事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.86 ~ 9.81	4.08 ~ 6.83	出所:同上 ブリュッセル首都圏地域の工場 諸経費、諸税除く(VAT非課税)		
務	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	20~23	14~16	同上		
所賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,299~2,514	1,600 ~ 1,750	出所:イモウェブ(Immoweb) ブリュッセル(Wolwe-Saint-Pierre)のアパートメント 2ベッドルーム、120~150m2、駐車場付き VAT非課税		
	14.電話架設料	194	135	出所:ベルガコム 固定料金		
	15.電話利用料	月額基本料:26 1分当たり通話料:0.08	18 0.06	出所:同上 1分当たり通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合 通話料とは別に1通話当たり0.06ユーロの接続料が必要		
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.35	1.63	出所:同上 1分当たり通話料はピーク時(月~金、8~19時)の場合 通話料とは別に1通話当たり0.11ユーロの接続料が必要		
通信 信 費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:プロクシミュス		
貨	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:36 1分当たり通話料:0.28		出所:同上 「Business Easy」プランの場合 100分まで無料 通話料は101~300分までの単価		
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	60	42	出所:ベルガコム 「Internet Go」プランの場合 ADSL インターネット回線開設料金(50ユーロ)含まず		

- ·//	۴一(調査都市:フリュッセル) 		구리 나니 가장 지난	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:6.91~8.48 1kWh当たり料金:0.124~0.090	0.086~0.090	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算 1kWh当たり料金は消費量によって変動する 2010年2月現在
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:7.08~14 1kWh当たり料金:0.11~0.13	4.93~9.60 0.075~0.088	同上
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.51~3.02 1m3当たり料金:1.98~2.64	1.38~1.84	ユーロ、地域政府に対し (0.225~0.818ユーロが加昇される VAT(6%) 含む
312	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.51~3.02 1m3当たり料金:1.32~5.30	1.05~2.10 0.92~3.69	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:9.09~132 1m3当たり料金:0.88~1.16		配送料は使用量によって異なる 1m3当たり料金を1m3=11kWhで換算 ブリュッセル首都圏の料金 2010年4月時点 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.86~124 1m3当たり料金:0.85~1.11	6.17 ~ 86 0.59 ~ 0.77	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,174 (2)3,079 (3)2,780	(1)1,513 (2)2,143	出所: 在ベルギー運送会社から、一般的な水準と思われる 費用を調査 (1)対日輸出: 工場(ザベンテム)→最寄り港(アントワープ 港)→横浜港 内訳: 陸送費260ユーロ、海上輸送費1,800ドル(THC、ISPS、CAF、BAF、スエズ運河通行費、アデン湾通行費、低硫黄チャージ含む) (2)第3国輸出: 工場(ザベンテム)→最寄り港(アントワープ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) 内訳: 陸送費260ユーロ、海上輸送費1,400ドル、THC160ユーロ+500ドル、ISPS6ドル、IPS4ドル、シャーシ使用料60ドル、AMS30ドル (3)対日輸入: 横浜港→最寄り港(アントワープ港)→工場(ザベンテム) 内訳: 陸送費260ユーロ、海上輸送費(BAF、CAF含む)2,100ドル、アデン湾通行費50ドル、THC170ユーロ、ISPS9ユーロ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.03~2.06	1.42~1.44	出所:連邦経済省「Prix de l'energie」(2010年2月20日)
	28.軽油価格	1.60	1.111	同上
——— 為 替	(1リットル) 29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーロ (2)1米ドル=0.6960ユー	口(2010年1日15日44)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	33.	99	出所:連邦財務省 基本税率は33%で課税所得が322,500ユーロであれば以下 の通りそれぞれの所得について軽減税率が課される。 0~25,000ユーロ:24.25% 25,000ユーロ超~90,000ユーロ:31.00% 90,000ユーロ超~322,500ユーロ:34.50% 322,500ユーロ超:33.00% 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度あり
—————————————————————————————————————	31.個人所得税 (最高税率%)	50	0	出所:同上 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が7,900ユーロ以下:25% 7,900ユーロ超~11,240ユーロ:30% 11,240ユーロ超~18,730ユーロ:40% 18,730ユーロ超~34,330ユーロ:45% 34,330ユーロ超~:50%
[tig	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	2	1	出所:同上 国税 軽減税率(6%、12%)あり
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	0	出所:日·ベルギー租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5、	その他15	出所:日・ベルギー租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6ヵ月以上保有していること ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10	0	出所:日・ベルギー租税条約(第12条)
※ 本部	並終仇(取同仇平70) 査は2回にわたって実施。「29.為替レ		10年10~11日 (2)の理本項目に	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

-	ノブ(調査部川:アムヘアルジュ			特に追記がない場合はVATを含む。		
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考		
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,773~2,832	1,979~2,021	出所: EPROM(エプロム人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均賃金、年収(2ヵ月の固定賞 与を含む。社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)をもとに計算		
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,814~4,914	3,436 ~ 3,507	出所:同上 エンジニアの賃金、年収(2ヵ月の固定賞与を含む。社会保 障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)をもとに計算		
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,035~6,165	4,307 ~ 4,400	出所:同上 中間管理職の賃金、年収(2ヵ月の固定賞与を含む。社会保 障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)をもとに計算		
	4.営業職(月額)	5,305~5,424	3,786 ~ 3,871	出所:同上 営業職の賃金、年収(2ヵ月の固定賞与を含む。社会保障雇 用者負担分、残業代、変動賞与含まず)をもとに計算		
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,112	1,507	出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業代、変動 賞与含まず)		
賃金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,169	1,548	出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業代、変動 賞与含まず)		
	6.法定最低賃金	1,984/月	1,416/月	出所:労働省 23歳以上に適用 改定日: 2010年7月1日		
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	約2		出所:最低賃金と最低休暇手当て法、第15条 年間収入の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている。これに加えて1ヵ月分の賞与を支給するのが 慣例。		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.44% 被雇用者負担率:31.15% 雇用者負担率の内訳 労働障害保険:6.36% 失業保険:5.68% 医療保険:7.05% その他:0.35%		出所:国税庁		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	1.8%→3.5	5%→2.7%	出所:CPB(オランダ経済政策分析局)		
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	513	357	出所: ヘメントレク・フロンベドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内8ヵ所の工業団地の平均額 不動産譲渡税(6%)含む		
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	12.4		出所: DTZ Zadelhoff(DTZザーデルホッフ、オランダ最大不動産業者) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地の借料平均額 2.50ユーロ(月額)のサービス料を含む		
3所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	52.3	36.4	出所:同上 アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料を含む		
等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,371	1,650	出所:不動産業者から聴取 アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム 市の隣町)のコンドミニアム、3LDK、90m2 屋外駐車場付き、VAT対象外、光熱費、市税含まず		
	14.電話架設料	161	112	出所:KPN ISDN契約		
	15.電話利用料	月額基本料:39.68 接続料:0.093 1分当たり通話料:0.044		出所:同上 市内通話料金(月~金、8:00~19:00)		
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.7	1.18	出所:同上 通話料:1.0746ユーロ/3分+接続料:0.1094ユーロ/回		
費	17.携帯電話加入料			出所:ボーダフォン		
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:17.96 1分当たり通話料:0.36	12.50 0.25	出所:同上 1ヵ月当たり50分まで無料の契約コース 1分当たり通話料は1ヵ月に50分以上通話した場合の料金		
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	107.69	74.95	出所:XS4ALL ADSL2+接続、(下り20Mbps、上り1Mbps)		

73 /-	- フンタ (調査都市 : アムステルタム) 特に追記がな					
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考		
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:152 1kWh当たり料金:0.223	0.1552	出所: NUON 容量50kWh、年間使用電力量5万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み		
料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:24.55 1kWh当たり料金:0.313	17.09 0.218	出所:同上 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み		
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:5.34~100.65 1m3当たり料金:1.919	3.72 ~ 70.05 1.3356	出所:Waternet(ワータネット、アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5m3/h~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.157ユーロ、300m3まで)含む		
31Z	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.34 1m3当たり料金: 2.158		出所:同上 水道税(1m3当たり0.157ユーロ、300m3まで)含む		
ガス料な	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 248.48 1m3当たり料金: 0.5529		出所: NUON(ヌオン、エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は40Nm3/h供給能力契約 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金含む。天然ガス		
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:22.03 1m3当たり料金:0.853	15.33 0.594	出所:同上 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金 含む。天然ガス		
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,293 (2)2,494 (3)4,358	(2)1,736 (3)3,033	海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費(425ユーロ)、港湾ハンドリング料(238ユーロ)、その 他(342ユーロ) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ロッテルダム港)→アムス テルダム 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費(425ユーロ)、港湾ハンドリング料(220ユーロ)、その 他(400ユーロ) (1)~(3)すべてBAF、CAF含む		
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	2.05	1.43	出所:シェル セルフサービス、揮発油税、石油備蓄税含む		
	28.軽油価格 (1リットル)	1.58	1.10	出所:同上 揮発油税、石油備蓄税含む		
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーロ (2)1米ドル=0.6960ユーロ	1(2010年10月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送		
	30.法人所得税 (表面税率%)	20,	25	出所:財務省 課税対象所得額が、200,000ユーロ以下:20.0%、200,000 ユーロ超:25%の2段階(2011年1月1日改定) 受取利子含む キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満た せば資本参加免税制度により非課税		
	31.個人所得税 (最高税率%)	52	2	出所:同上 2010年1月改正 33.45%~52%まで4段階 課税対象所得額が18,218ユーロ以下:33.45% 18,219~32,728ユーロ:41.95% 32,739~54,367ユーロ:42% 54,368ユーロ以上:52% 上記税率は64歳まで。65歳以上には減税措置あり。		
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19)	出所:同上 軽減税率:食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品:6% 医療、銀行、保険などの特定サービス:0%		
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所:財務省日蘭租税条約(第12条) オランダでは利子に対する源泉税課税はない 2010年8月25日に日蘭租税改正条約が署名され、2012年発 効の予定。 調査時点では未発効のため、数字は改正前のもの。		
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親		出所:財務省、日蘭租税条約(第11条) 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有すること。 調査時点では未発効のため、数字は改正前のもの。		
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%) 調査は2回にわたって実施。「29.為替レ・	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第13条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない。 調査時点では未発効のため、数字は改正前のもの。		

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

			現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	- スピ四貝 ユーロ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,168	,	出所:国立統計経済研究所(INSEE)"Les salaires dans l'industrie selon le catégorie socioprofessionnelle" 製造業工場労働者 社会保障、諸手当を含まず(NET) 年額を月額換算
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	3,797~3,867	2,710~2,760	出所:INSEE″Les salaires mensuel par profession″社会保障、諸手当を含まず(NET)
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	4,554 ~ 5,138		出所:マイケル・ペイジ(人材紹介大手) 社会保障(従業員負担分)、諸手当含む(BRUT) 年額を月額換算
	4.営業職(月額)	2,592	1,850	出所:INSEE″Les salaires mensuel par profession″社会保障、諸手当を含まず(NET)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	1,681	1,200	同上
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,681	1,200	同上
賃金	6.法定最低賃金	(1)12.6/時 (2)1,912.57/月		改定日:2011年1月1日 (1)時給 (2)月額(社会保障(従業員負担分)含む、BRUT) ※2010年1月1日~2010年12月31日までの法定最低賃金 は(1)8.86ユーロ/時、(2)1,343.80ユーロ/月。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は	は基本給の1ヵ月分	出所 : 法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2010" 労働慣行上、年末に支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:56.79% 被雇用者負担率:30.45% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:4.0% 医療保険:12.8% 年金:31.26% その他:8.73% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.4% 医療保険:0.75% 年金:19.30% その他:8.0%		出所:同上
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.0%→2.8	9%→1.3%	出所:INSEE "Note de conjoncture" 民間企業における一人当たり平均月収
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	537.34	373.99	出所:ヴァルド・マルヌ県商工会議所「事業用不動産市場動向(2008年)」ヴァルド・マルヌ県(パリから南東に車で約1時間、オルリー空港周辺)にある工業用地平均購入価格、諸経費含まず
· 事務所	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.9	2.7	出所:同上 ヴァルド・マルヌ県にある工業用地平均借料 諸経費含まず
賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	新築•改築∶71.7 中古∶57.2		出所:CBリチャード・エリス(企業向け大手不動産) 諸経費含まず
- 1	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,874~4,282	2,000~2,980	出所:賃貸物件検索サイト(www. seloger. com) パリ16区のコンドミニアム、80~120m2 非課税、管理費含む
	14.電話架設料	アナログ : 79.02 高速 : 177.00	55.00 123.19	出所: フランステレコム
	15.電話利用料	月額基本料: 26.64(アナログ) 61.18(高速デジタル) 一分当たり通話料:0.036	18.54(アナログ) 42.58(高速デジタル) 0.025	同上
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.39	0.97	出所:同上 一分当たり通話料:0.323ユ―ロ
	17.携帯電話加入料	n.a.	-	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:71.7 1分当たり通話料:0.299	49.9 0.208	出所:同上 月額通話4時間2年契約 月額基本料は4時間の通話料込み
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	67.01	46.64	出所:オレンジ(フランステレコム傘下プロバイダー) 基本料、電話料金込み、ADSL(18M)
	•			•

特に追記がない場合はVATを含む。

	ノンハ (阿豆印川・ハウ)		特に追記がない場合はVATを含む。 I	
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 65.23 1kWh当たり料金: 0.138		出所:フランス電力(EDF) 出力36kVA(VAT5.5%含む)
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.22 1kWh当たり料金:0.155	6.42 0.1081	出所:同上 月額基本料は出力6kVAの場合(VAT5.5%含む) 年額を月額換算
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.54 1m3当たり料金:4.21		出所:パリ市環境局 年額を月額換算 VAT(5.5%)含む
料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.54 1m3当たり料金:4.21	1.77 2.93	同上
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:872.49 1m3当たり料金:0.43~0.72	607.25 0.30~0.50	出所:フランスガス公社 年額を月額換算 年間消費量に応じ基本料金が異なる 上段:(VAT5.5%含む)、下段:(VAT19.6%含む) 天然ガス
金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.21~19.47 1m3当たり料金:0.73~1.26		同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,783 (2)1,633 (3)2,433 (3)1,694		出所: Nippon Express France 最寄り港:ルアーブル港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊〜ルアーブル):580ユーロ 海上輸送費(1)950ドル(2)800ドル(3)1,600ドル (1)対日輸出:最寄り港(ルアーブル港)→横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料は含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (2)第3国輸出:最寄り港(ルアーブル港)→第3国仕向け港 (ニューヨーク港) THC、BAF、CAF等手数料は含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(19.6%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ルアーブル港) BAF、CAF含む、THCその他手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VATの支払いが生じる
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.80	1.25	出所∶経済産業雇用省
	28.軽油価格 (1リットル)	1.49	1.04	同上
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーI (2)1米ドル=0.6960ユー		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	33	3.3	出所:一般税法典(219条) 売上が763万ユーロに満たない中小企業には38,120ユーロ を上限に15%の優遇税率を適用 キャピタルゲイン含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	40		出所:一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、40%の5段階
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19.6		出所:一般税法典(278条、281条) 軽減税率: 食品、本、一部のサービス:5.5% 一部の医薬品、血液製剤:2.1%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:日仏租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:日仏租税条約第10条
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	()	出所: 日仏租税条約第12条
※本訓		ノート :記載の(1)の調査項目は2	2010年10~11日 (2)の調査項目	ヨは2010年1日に実施

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAIを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,418	1,726	出所: 国家統計局(ISTAT) 現在入手できる最新の06年の契約書上の給与額に、07~ 09年の賃金上昇率を乗じて月額を算出。年額(基本給およ び賞与の総額)を月額換算。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,670~6,421	3,333~4,583	出所: Michael Page (Salary Survey 2009/2010) 設計エンジニア(経験5年程度) 年額(グロス)を月額換算 基本給、社会保障、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	5,254 ~ 6,421	3,750 ~ 4,583	出所:同上 従業員数200人以下の企業 製造管理者(経験10~20年程度) 年額(グロス)を月額換算 基本給、社会保障、賞与含む
	4.営業職(月額)	4,087 ~ 8,173	2,917~5,833	出所:同上 大口取引先マネージャー(経験3~10年程度) 年額(グロス)を月額換算 基本給、社会保障、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	統計資料なし
賃金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	同上
	6.法定最低賃金	1等級:1,653/月 7等級:2,779/月	1等級:1,179.98/月 7等級:1,983.08/月	出所:全国労働協約 改定日:2011年1月1日 機械金属部門(大企業)の場合 1~7等級の各等級で設けられている。 2010年は1等級:1,154.98ユーロ/7等級:1,930.58ユーロ
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ	月相当	出所:同上 13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(即 ち賞与として給与1ヵ月相当を支給する)。 企業によっては14ヵ月目給与を支給したり、業績などに応じ て加算を行う場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:26.96~32.08% 被雇用者負担率:9.19~9.49% 雇用者・被雇用者負担合算の内 る) 年金基金:33.0% 健康保険:0%、2.22% 失業保険:1.31% 家族手当基金:0.68% 給与補填金庫:0%、1.90%またに		出所:社会保障機構(INPS) 一般製造業の場合。ただし、企業規模や職種によって異なる。
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	2.2%→3.5	%→3.1%	出所:国家統計局(ISTAT)
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	157~989	109~688	出所:仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ミラノ県内 税・諸経費除く
で価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	_	_	出所:同上 基本的に売り地 調査時点で賃貸物件の登録なし
仍所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~66	9~46	出所:同上 ミラノ市中心部、年額を月額換算 税・諸経費除く
等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,155 ~ 3,879	1,500~2,700	出所:現地駐在員等から聴取 ミラノ市西部、日本人学校近辺のコンドミニアム 90~150m2程度、駐車場付 通常、共益費含む
	14.電話架設料	137.93	96	出所:テレコム・イタリア 法人向け
	15.電話利用料	月額基本料:56.03 対固定電話:0.11/1通話 対携帯電話:0.11/分+0.19/1 通話	39.00 0.08/1通話 0.08/分十0.13/1通話	出所:同上 法人向けプラン「Teleconomy 7 su 7」
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	対固定電話:2.67 対携帯電話:3.74	0.86 2.60	同上
費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:TIM(テレコム・イタリアグループ)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.17 1分当たり通話料:0.27		出所:同上 法人向けプラン「1 Cent Premium」 同一契約内の番号との通話は0.01ユーロ/分 法人契約には政府許認可税12.91ユーロ/月がかかる
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:43.10	30	出所 : テレコム・イタリア ADSL、法人向けプラン「Impresa Semplice 20Mb」

			現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	備考
	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 148.49 1kWh当たり料金: 0.04	0.03	出所:A2A 中圧電流 月額基本料は年額から換算 別途地方税等あり
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.48 1kWh当たり料金:0.24	6.60 0.17	出所:同上 ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要、151~220kWh/月消費の 場合
道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金:1.32		出所: Amiacque ミラノ県内地域別料金平均、上下水道使用料含む
	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金:0.98		
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.46 1m3当たり料金: 0.53		出所: A2A ミラノ近郊 年間1,000,000m3以上使用の場合 基本料は年額を月額へ換算
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.00 1m3当たり料金: 0.49	3.48 0.34	出所:同上 ミラノ近郊 年間120m3まで使用の場合 基本料は年額を月額へ換算
輸送	26.コンテナ輸送 (40 ft コンテナ)			出所:日系フォワーダー (1)対日輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→横浜港 内訳:陸上輸送費500~600ユーロ、海上輸送費1300~ 1500ドル、BAF・CAF込み (2)第3国輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク) 内訳:陸上輸送費500~600ユーロ、海上輸送費1300~1500ドル、BAF500ドル(10年1月時点)、CAF50ドル(2010年1月時点) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ジェノヴァ港)→工場(ミラノ) 内訳:海上輸送費1500~2000ドル、BAF750ドル(2010年1月時点)、CAF17%(2010年1月時点)、CAF17%(2010年1月時点)、CAF17%(2010年1月時点)、陸上輸送費500~600ユーロ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.945	1.35	出所:ミラノ市中心部スタンド
	28.軽油価格 (1リットル)	1.69	1.174	同上
*	29.為替レート	(1)1米ドル=0.7137ユーI (2)1米ドル=0.6960ユー		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1): 賃金、(2): 地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税	:27.5	出所:統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 ほかに地方税として州事業税があるが、税率は州および業 種により異なる。
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	3	出所:統一所得税法·大統領令1986年12月22日第917号23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	2	0	出所:大統領令1972年第633号 国税 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽 減税率あり
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号) 第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10、	. 15	出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号) 第10条 受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有 している場合:10%、それ以外の場合:15%
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。[29 為替]	1		出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号) 第12条

※本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		現地通貨 現地通貨		特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	備考 ————————————————————————————————————
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,656 ~ 3,069	1,182~2,190	出所:民間コンサルティング会社給与統計 カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 年収(2ヵ月の固定賞与、社会保障雇用者負担分、残業代含む)をもとに計算
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	2,523~5,027	1,801~3,588	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	3,785 ~ 7,782	2,701~5,554	同上
	4.営業職(月額)	2,446 ~ 4,977	1,746 ~ 3,552	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	1,997	1,425	出所:国家統計局(INE)、業種別賃金統計(小売業(自動車ディーラー除く)の全国平均) 年収(社会保障雇用者負担分、残業代含む)をもとに計算
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,655	1,181	出所:国家統計局(INE)、業種別賃金統計(飲食業の全国平均) 年収(社会保障雇用者負担分、残業代含む)をもとに計算
賃	6.法定最低賃金	887/月	633/月	出所:2009年12月30日付勅令2030/2009 改定日:2010年1月1日
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与	·2ヵ月相当	基本的に雇用契約は年棒制 一般的には、年棒額を12ヵ月+賞与2ヵ月分(14ヵ月等分) に分け、賞与は7月と12月の2回に分けて支給する その他労働協約(Convenio Colectivo)に従い、12~16ヵ月 等分する業界や企業もあり 但し営業などでは、売上実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する業界もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.90%+労災係被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担分の内訳: 医療保険:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20%	保険	出所:労働移民政策省令2010年1月12日付被雇用者の職種に応じた基本額(2010年は738.90~3,198.00ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出労災保険率は、業種により異なる(0.9~7.15%)2008年11月に日本との二国間社会保障協定に署名現時点では未発効発は、駐在期間が5年以内の場合、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.0%→5.1	%→3.2%	出所:国家統計局、労働賃金統計
ЬШ	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1,169	834	出所:商業不動産会社AguirreNewman バルセロナ県内平均(10年) 前年比△15.8%の下落
地価・十	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.09	3.63	出所:同上 バルセロナ県内平均(10年) 前年比△15.9%の下落
事務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	18~28	13~20	出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および周辺近郊
質菜等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,242~2,802	1,600~2,000	出所:不動産仲介ポータルIdealista.Com サリア地区マンション、90~140m2、駐車場付き 家具付き物件あり、共益費は物件による、契約時に1ヵ月の 敷金
	14.電話架設料	199.22	138.65	出所:テレフォニカ
	15.電話利用料	月額基本料:27.49 1分当たり市内通話料:0.19		出所:同上 1分当たり市内通話料は時間帯により価格設定あり
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.13	2.18	出所:同上
信費	17.携帯電話加入料	35.04	24.39	出所:テレフォニカ・モビスター
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:— 1分当たりの通話料:0.75	0.52	出所:同上 通話先の電話会社、時間帯により価格設定あり
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	68.17	47.44	出所:テレフォニカ 月額定額、最高通信速度6Mbps、ADSL 回線開設料:44.2ユーロ

			現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。	
		米ドル	- 九一口 - 九一口	備考	
気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 24.94 1kWh当たり料金: 0.147		出所:エンデサ 2008年7月より自由化 契約電圧36~72.5kV、消費電力1,000kWの場合の平均的な 料金(使用量によって料金異なる) 特別税(4.864%)含む	
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.16 1kWh当たり料金:0.22		出所:産業観光商務省 使用量によって料金異なる	
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	1.35~3.72	0.94~2.59	出所:カナル・デ・イサベルII 月額基本料は建物の戸数や供給力、汚染率によって異なる VAT(7%)含む	
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	1.19~4.45	0.83~3.10	同上	
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.140 1kWh当たり料金の上限:0.042		出所:ガス・ナトゥラル 2007年7月より自由化	
料	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料(1kWh当たり契約 料金):13.06 1kWh当たり料金:0.062	9.09	出所:産業観光商務省 基本料固定額は年間使用量によって異なる	
輸送	26.コンテナ輸送 (40 ft コンテナ)	(1)3,142 (2)3,124 (2)3,124 (3)4,241 (3)2,952		出所:運輸会社 工場(都市名):マドリード 最寄り港:バルセロナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(マドリード)→最寄り港(バルセロナ港) →横浜港 (2)第3国輸出:工場(マドリード)→最寄り港(バルセロナ港) →第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(バルセロナ港)→工場(マ ドリード) (1)国内輸送費(2,042ドル)+海上輸送費(1,100ドル、 BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(600ドル+BAF482ドル) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(2,200ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(2,200ドル、BAF/CAF含む) (1)10年1月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.52	1.06	出所:産業観光商務省 全国ガソリンスタンド平均販売価格 諸税含む	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.38		同上	
*	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーロ (2)1米ドル=0.6960ユーロ		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通 り。 (1):賃金、地価・事務所賃料等、(2):通信費、電気料金、水道 料金、ガス料金、輸送	
	30.法人所得税 (表面税率%)			出所:法35/2006、勅令法13/2010 実効税率との差異無し 全ての法人所得が課税対象 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む が、スペイン所在の持株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる(さらに、本邦本社へこれらの再配当を実施した場合は、34.の配当源泉税免除が適用される)	
				中小・零細企業向け軽減税率(25%、20%)あり 25%:前事業年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小 企業について、課税対象額30万ユーロまで適用(2010年12 月の経済対策措置により、年商が同金額を超えた企業も3年間の法人税軽減率適用延長を受けられるようになる予定) 20%:2009~2011年の特別減税として、前事業年度の純売	
税制				上高が500万ユーロ未満、従業員25人未満の零細企業で、 新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合は、課税対象額30 万ユーロまで適用。 出所:2011年予算	
ψIJ	31.個人所得税 (最高税率%)	45	5	最低0%から最高45%までの7段階(0、24、28、37、43、44、45%)の累進課税制。配当金・利子・その他国外での所得も含むすべての所得が課税対象、各種控除あり	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18		出所:法37/1992、法26/2009 軽減税率8%:アルコール飲料・清涼飲料を除く食品、飼料、 医薬品などに適用 特別軽減税率4%:パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定 の薬品などに適用	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10)	出所:日西租税条約(第11条)	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0,10	、15	出所:法43/1995、日西租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非 課税扱い):0% 当該子会社に25%以上出資のうえ、保有期間6ヵ月以上の 場合:10% 上記を満たさない場合:15%	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	10)	出所:日西租税条約(第12条)	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		現地通貨		特に追記がない場合はVATを含む。 	
		米ドル	スル地貝 ユーロ	備考 	
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,127~1,551	804~1,107	出所: 日系企業製造業5社から聴取 データ抽出・処理方法: 日系企業5社平均	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,617~1,924	1,154~1,373	出所: 日系企業製造業5社から聴取 データ抽出・処理方法: 日系企業5社平均	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,637~4,500	1,882~ 3,212	出所: 日系企業製造業5社から聴取 データ抽出・処理方法: 日系企業5社平均	
	4.営業職(月額)	1,551~1,711	1,107 ~ 1,221	出所: 日系企業製造業5社から聴取 データ抽出・処理方法: 日系企業5社平均	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	915	653	出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (数字は2008年 リスボン市の平均月給)	
賃金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	790	564	出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (数字は2008年リスボン市の平均月給)	
	6.法定最低賃金	666/月	475/月	出所:勅令法(Decreto-Lei)5/2010 改定日:2010年1月15日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の2	2ヵ月相当	出所:労働法第254条、255条 休暇手当て(夏季)およびクリスマス助成金:各1ヵ月相当	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:23.75% 被雇用者負担率:11.00% 内訳: 雇用保険:5.22% 医療保険:3.05% 年金:16.01% その他:10.47%		出所:政令199/1999(1999年6月8日)3条、政令200/1999 (1999年6月8日) 非営利団体、農業、漁業などに対する軽減措置あり	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3.4→3.	.1→3.4	出所:Annual Report 2009, Banco de Portugal	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	144~158	100~110	出所: SAPEC工業団地 Industrial Park Sapecbay - Setubal - Portugal 不動産譲渡税6.5%、固定資産税(年間)0.4%、SAPEC工業 団地管理費用0.39ユーロ/m2(年間)	
地価・東	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.3 ~ 6.5	3~4.5	出所:同上 Industrial Park Sapecbay - Setubal - Portugal SAPEC工業団地管理費用0.39ユーロ/m2(年間)	
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	26~29		出所: Diario Economico紙(2009年12月19日) 市内ビジネス街 通常、入居時に賃貸料2ヵ月相当前払い VAT非課税 2009年2月現在	
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,371 ~ 2,514	1,650 ~ 1,750	出所: SAPO不動産 リスボンのアパート、100~115m2、駐車場付き 入居時に家賃2ヵ月相当前払い VAT非課税	
	14.電話架設料	ISDN : 255.2 アナログ : 123.85	177.6 86.20	出所:ポルトガルテレコム(PT)	
	15.電話利用料	ISDN:45.62 アナログ:21.82 1分当たり通話料:0.06	15.19	同上	
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	5.42	3.77	同上	
信 費	17.携帯電話加入料	0	0	出所:TMN	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:21.94 1分当たり通話料:0.22	15.27 0.15	同上	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(a) 78.88 (b) 93.25 (c) 359.05	(a) 54.90 (b) 64.90	出所:ZON 月額定額料金 (a)50MB、(b)100MB、(c)1GB	

ポルトガル(調査都市:リスボン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		現地通貨		特に追記がない場合はVATを含む。 I
		米ドル	スルル ユーロ	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:81.25 1kWh当たり料金:0.090		出所:EDP(ポルトガル・エネルギー会社) 1kWh当たり料金:夏季、通常料金
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:41.35 1kWh当たり料金:0.19		同上
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:128.36 1m3当たり料金:2.03		出所: EPAL(リスボン水道会社) 月額基本料は口径サイズ50ミリの場合
米汀	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 23.33 1m3当たり料金: 0.86	16.24 0.5993	出所:同上 月額基本料は口径サイズ20ミリの場合 1m3当たり料金は使用量6~20m3/月の場合
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3,382 1kWh当たり料金:0.03		出所:リスボンガス会社 年間200万m3以上の契約
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.93 1kWh当たり料金: 0.08		出所:同上 年間221~500m3までの契約
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) (1)1,861 (2)2,672 (3)6,250		(2)1,860	出所:日本通運ポルトガル 内訳:コンテナ(20フィート)国内輸送費+海上輸送費+BAF (1)対日輸出:工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン港) →横浜港 (2)第3国輸出:工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン港) →第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(リスボン港)→工場名リスボンから20km(リスボン)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.85	1.29	出所:Oil Bulletin
	28.軽油価格 (1リットル)	1.51	1.05	同上
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユー (2)1米ドル=0.6960ユー	ロ(2010年10月15日付け) ロ(2010年1月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	2	5	出所: 勅令法(Decreto-Lei)159/2009第87条(2009年7月 13日付) なお、この国税とは別に、地方税として最高1.5%まで法人 税課税対象利益に課税される(2007年1月15日付法 2/2007) 課税標準額のうち、12,500ユーロまでには12.5%の軽減税 率
· · · · · · · ·	31.個人所得税 (最高税率%)	45.88		出所:法12-A/2010(2010年6月30日付)による個人所得税 法(勅令法442-B/88)68条改正 所得に応じ8段階(11.08、13.58、24.08、34.88、37.38、 40.88、42.88、45.88)の税率を適用。例えば、15万ユーロ超 の所得には45.88%の所得税。
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	本土:21 マデイラ諸島およびアゾレス諸島:15		出所:法12-A/2010(2010年6月30日付)による付加価値税 法18条改正 軽減税率: 本土:6%(レストランサービスなど)、13%(食品など) マデイラ諸島およびアゾレス諸島:4%、9%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	21	.50	出所:法12-A/2010(6月30日付)による個人所得税法(勅令法442-B/88)71条改正
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	21	.50	出所:法12-A/2010(6月30日付)による個人所得税法(勅令法442-B/88)71条改正
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	21	.50	出所:法12-A/2010(6月30日付)による個人所得税法(勅令法442-B/88)71条改正
114 L 55	木は2回にわたって宇歩 「20 英麸」	しきおうひっきません		

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		٠ ٨٠ داد	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,798	1,283	出所:ギリシャ国家統計局 08度の給与(年額、2ヵ月分の賞与含む)13,852.39ユーロに 社会保障の雇用者負担分(28.06%)と09年度の年間平均 物価上昇率(1.22%)を加算し14で割り算出。 なお、10年の昇給率は、10年7月、全国総合集団労働契約 で0%との取り決めがなされた。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,044	3,600	出所:同上 08度の給与(年額、2ヵ月分の賞与含む)38,878.01ユーロに 社会保障の雇用者負担分(28.06%)と09年度の年間平均 物価上昇率(1.22%)を加算し14で割り算出。 なお、10年の昇給率は、10年7月、全国総合集団労働契約 で0%との取り決めがなされた。
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,633	4,734	出所:同上 08度の給与(年額、2ヵ月分の賞与含む)51,132.82ユーロに 社会保障の雇用者負担分(28.06%)と09年度の年間平均 物価上昇率(1.22%)を加算し14で割り算出。 なお、10年の昇給率は、10年7月、全国総合集団労働契約 で0%との取り決めがなされた。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	統計資料なし
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	同上
	15-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	同上
賃	6.法定最低賃金	1036.23~1430.29/月 46.29~64.09/日	739.56~1,020.80/月 33.04~45.74/日	データ出所:全国総合集団労働契約 改定日:2010年7月15日 (上段)月額 (下段)日額 前回締結された08~09年分の全国総合労働契約から変更 無し。なお、最低賃金の月額は未婚・未経験者から既婚・職 務経験者1~3年までの幅があり、日額も月額と同様の項目 で1~6年までの幅がある。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与2ヵ月分相当(キリスト復活系) びクリスマスに1ヵ月分支給)	そ、夏季に各々0.5ヵ月分、およ	出所:雇用•社会保障省
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.06% 被雇用者負担率:16.00% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:5.31% 医療保険:5.10% 年金:13.33% その他:4.32% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.03% 医療保険:2.91% 年金:7.60% その他:2.46%		出所:社会保険基金(IKA) キリスト復活祭、夏季およびクリスマスに対する賞与には雇 用者負担率に0.04166%が加算
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.85%→2.	16%→n.a	出所:ギリシャ国家統計局 計算方法変更のため、09年度の平均給与は調査時点では データを提出不可能 出所:投資庁
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 76.94 (b) 61.55 ~ 102.59		(a)ラミア、(b)ボロス 別途、購買税(9~11%)および土地登記のための弁護士 費用(価格の約2%)がかかる
価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	_	_	出所:同上 工業団地における賃貸物件はない
事務所賃料	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 23.16/26.35 (b) 18.52 (c) 12.08	(a) 16.12/18.34 (b) 12.89 (c) 8.41	出所:同上 (a)シンタグマ/コロナキ、(b)マルーシ、(c)ピレウス 賃料は5物件の平均的価格 別途、公共部分の清掃、セキュリティー等諸経費がかかる
等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(a) 2,086 (b) 1,076 (c) 1,392	(b)749	出所:同上 (a)コロナキ、(b)キフィシア、(c)グリファダ 借上料は5物件の平均的価格 約100m2のマンション 別途、公共部分の清掃、セキュリティー等諸経費がかかる 通例、入居時に1ヵ月の敷金および家賃を大家に支払う
	14.電話架設料	50.16	34.91	出所:電信電話公社(OTE) 入居する建物にすでにその他の稼動する電話回線が入っていれば、この架設料はかからない
	15.電話利用料	月額基本料:21.21 1分当たり通話料:0.04	0.03	出所:同上 通話開始後の2分間は左記1分当たりの通話料が適用され、それ以降は時間帯によって0.000476~0.000515ユーロ /秒が加算される
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.26	0.88	出所:同上 0.004889ユーロ/秒×180秒
通 信	17.携帯電話加入料	0	0	出所: COSMOTE ただし最低契約期間は半年間
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12.49 1分当たり通話料:0.37		出所:同上「COSMOTE BASIC」プラン 0.0044ユーロ/秒×60秒(通話時間が3時間/月の場合) 通話料が3~6時間の場合:0.186ユーロ/分、6時間以上の場合:0.144ユーロ/分 他社携帯電話との通話:0.282ユーロ/分
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:59.83 月額接続料:100.43		出所:同上 「Conn-x@Work Office 24Mbps」プラン WiFiモデム(無料)の設定をOTEに依頼した場合53.54ユー ロが別途かかる

7 7 2	ノヤ(調査都市:アテネ) T	Г	TELLL VE 사는	特に追記がない場合はVATを含む。		
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考		
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.76 1kWh当たり料金:0.20	0.14	出所:電力供給公社(PPC) 契約容量25kVA以下の場合。請求は2ヵ月ごと		
料 金 ———	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.69 1kWh当たり料金:0.11	2.57 0.08	出所:同上 単相で4ヶ月間の消費量が800kWhまでの場合。請求は2ヵ 月ごと		
道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.47~74.58 1m3当たり料金:1.31~1.55	5.20~51.91 0.91~1.08	出所:水道供給公社(EYDAP) 月額基本料および1m3当たりの料金は消費量により異なる 別途、下水道料金(水道料金の75%)、供給公社従業員の 社会保障費(水道料金の1%)が請求される 請求は3ヵ月ごと		
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:096~2.80 1m3当たり料金:0.65~5.07	0.67~1.95 0.45~3.53	同上		
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.32~22.50 1m3当たり料金:0.80	3.01~15.66 0.56	出所:アッティカ・ガス供給公社 月額基本料金は消費量により異なる 1m3当たりの料金は1m3x11.3350kWh/Nm3(月間変換指 数)x0.04562ユーロ/kWhで算出 請求は2ヵ月ごと 天然ガス		
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.32~22.50 1m3当たり料金:0.69	3.01~15.66 0.48	出所:同上 月額基本料金は消費量により異なる 1m3当たりの料金は1m3x11.3350kWh/Nm3(月間変換指 数)x0.03906ユーロ/kWhで算出 請求は2ヵ月ごと 天然ガス		
				出所:日系海運会社代理店		
				(1)対日輸出:工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→横 浜港 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上 輸送料(1,250ドル+CAF11%)+BAF(500ドル)+CAS(6ドル) +スエズ通過料(8ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル) CAF11%は2010年1月時点 CAS:輸送保全追加料		
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,632 (2)2,386 (3)3,948	(2)1,661	(2)第3国輸出:工場(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→第 3国仕向け港(ニューヨーク) 陸送料(200ユーロ+VAT19%)+荷積料(240ユーロ)+海上 輸送料(1,700ドル) 代理店によると、過去にこのルートでの依頼がないため、 1,700ドルはあくまで概算		
				(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ピレウス港)→工場(アテネ) 海上輸送料(2,400ドル+CAF11%)+BAF(500ドル)+CAS(6 ドル)+スエズ通過料(8ドル)+対アデン湾海賊保険料(44ドル)+荷下料(267ユーロ)+陸送料(200ユーロ+VAT19%) CAF11%は2010年1月時点		
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.39~1.84	0.97~1.28	出所:gasprice.gr		
	28.軽油価格 (1リットル)	0.75~1.22	0.52~0.85	同上		
為 替	29.為替レート	(1)1米ドル=0.7137ユーロ (2)1米ドル=0.6960ユーロ		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1): 賃金、(2): 地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送		
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税	:24	出所:財務省(投資庁) 改定日:2011年1月1日 2011年1月1日~12月31日までの税率。 ホテルなどの宿泊施設は左記以外に2%の宿泊税が地方 税としてかかる キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む		
税	31.個人所得税 (最高税率%)	45	5	出所:同上 改定日:2011年1月1日 2010年の税率は0%、25%、35%、40%の4段階 2011年より0%、18%、24%、26%、32%、36%、38%、 40%、45%の9段階。		
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	23		出所:同上 国税 改定日:2010年7月1日 食品、医薬品、交通機関などは11%、新聞や書籍類は 5.5% 島嶼部ではそれぞれ16%、8%、4%		
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	40)	出所:同上 2010年4月23日改定 日本との租税条約は未締結		
	報高祝平列 34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	40)	同上		
	35.日本へのロイヤルティー送	25	5	同上		
҈★証	 金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。「29.為替	 /	2010年10~11日 (2)の調査項	 		

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨	<u>特に追記がない場合はVATを含む。</u> 備考
				ポンド	出面·国民統計局(ONS)[2009 Appual Survey of
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,090	2,205	1,930	Hours and Earnings (ASHE) 」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,193	3,706	3,243	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,618	4,723	4,133	同上
	4.営業職(月額)	4,431	3,162	2,767	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,043	1,458	1,276	同上
	5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額)	1,696	1,210	1,059	同上
賃	6.法定最低賃金	(1)5.83/時 (2)7.88/時 (3)9.50/時	(1)4.16/時 (2)5.62/時 (3)6.78/時	(2)4.92/時 (3)5.93/時	出所: 歲入関税庁 改定日:2010年10月1日 (1)16~17歲、(2)18~20歳、(3)21歳以上 出所:国民統計局(ONS)「2009 Annual Survey of
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として	年俸の平均6.8%が支給る	されている	田所: 国民統計局(ONS) 2009 Annual Survey of Hours and Earnings(ASHE)] 調査対象全従業員の平均年俸と平均賞与から算出 賞与支給窓について一般的な定義けない
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:12.8% 被雇用者負担率:11% 雇用者負担率の内訳:年 国民保険を採用	₣金、失業手当、医療保障	出所:歳入関税庁、厚生労働省(日本) 基準レート 雇用者負担率について: 「第一種保険料Secondary(Employers' secondary Class1)」:週110ポンド以上の賃金に対して課税 「第一種A保険料(Class1A)」:雇用者が提供する一 定の現物給付(例、社用車、医療保険等)に対して 課税 被雇用者負担率について: 「第一種保険料Primary(Employees' primary Class1)」:週110ポンド~844ポンドまでの賃金に対 して課税(週844ポンド以上の賃金に対しては更に 1%加算)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		4.0%→3.5%→1.3%		出所:国民統計局
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	221~301	154~209		出所:インベスト・ミルトンキーンズ ミルトン・キーンズ VAT非課税 諸経費含まず
価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.18~16.04	6.39~11.16	5.65 ~ 9.87	出所:同上 ミルトン・キーンズ 年額を月額換算 VAT非課税 事業税、手数料、保険料を含む
務所賃料	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	111.00	77.00		出所 : CB Richard Ellis「Global Office Rents November 2009」 シティ 税・諸経費を含む総コスト
等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	2,817~4,754	1,960~3,308		出所:ロンドンー東京プロパティーサービス セントジョンズウッドのアパート 2寝室、85m2 VAT非課税 契約時に1ヵ月相当の敷金が必要な場合が多い
	14.電話架設料	189~203	131~141	116~125	出所:BT 契約年数に応じて電話架設料が設定される 12ヶ月契約の場合116ポンド、24ヶ月契約の場合 125ポンド
	15.電話利用料	月額基本料:28~29 1分当たり通話料:0.13	19~20 0.09		出所:同上 1分当たり通話料はロンドン市内(月~金、7~19
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.15	0.8	0.71	出所:同上 1時間までの国際電話で別途接続料金0.04ポンド がかかる。1時間超の場合の日本向け3分当たりの 通話料は、接続料金0.04ポンドに通話料金0.08ポンド/分×3分=0.28ポンド
通信費	17.携帯電話加入料	n.a.	n.a.	n.a.	出所:Vodafone、O2、T-Mobile、Orange 長期契約(通常18ヶ月以上)の場合、携帯電話加 入料や携帯電話機代はかからない。但し、最新か つ高性能機種を選択した場合やプリペイド方式の 契約の場合、携帯電話加入料に相当する携帯電 話機代を支払うことがある
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:24~57 1分当たり通話料: (a)0.15~0.20 (b)0.57	17 ~4 0 (a)0.10 ~ 0.14 (b)0.40	15~35 (a)0.09~0.12 (b)0.35	出所:同上 (a)固定電話等、(b)他の携帯電話 左記の月額基本料金は英大手4社の長期契約プラン(18ヶ月以上、無料通話300~500分込み)を選定他社との通話料は自社との通話料よりも高く設定されている場合がある
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	24~29	17~20	15~18	出所:BT ADSL 下り最大20MB 同一サービスプランであっても地域差あり ルーター設置費用は1台目のPCが116ポンド、2台 目以降41ポンド/台

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	20 类数甲毒气料合	ネドル	<u> </u>	ポンド	が報う
電	20.業務用電気料金 (kW当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	非公表
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)0.31 (b)0.18	0 (a) 0.21 (b) 0.12	U	出所: EDF Energy 基本料金なしの単一料金メニュー (a)年間使用量900kWh以下、(b)年間使用量900kWh超 気候変動税非課税
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.80 1m3当たり料金:3.07	5.43 2.14	1.89	出所:テムズ・ウォーター、OfWAT 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金 1m3当たり料金は年間使用量に応じて単価が異なる 1m3当たり料金の内訳は上水道1.33ユーロ、下水道は 0.56ユーロ 上水道はVAT課税、下水道VAT非課税
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.18 1m3当たり料金:2.75	5.00 1.91	1.69	11~2~7~11半1~17年間市田壹にレープ用価が異だる
ガ	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	非公表
ス 料	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)1.32 (b)0.59	0 (a) 0.92 (b) 0.41	0 (a) 0.81 (b) 0.36	出所: EDF Energy 基本料金なしの単一料金メニュー (a)年間使用量243m3以下、(b)年間使用量243m3超 1m3=11.02kWhで換算 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,876 (2)2,534 (3)3,151	(1)1,305 (2)1,763 (3)2,193	(1)1,154 (2)1,559 (3)1,939	出所:英国日本通運 工場名(都市名):ミルトン・キーンズ 最寄り港:サウザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン港)→横浜港 (2)第3国輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サウザンプトン港)→ミルトン・キーンズ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.84	1.28	1.13	出所:英国自動車連盟(AA) ロンドン市内平均価格 市況価格 2009年12月値(2010年1月発表)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.85	1.29	1.14	同上
為 替	29.為替レート	(2)1米ドル=0.	6245ポンド、1ユーロ= 2010年10月15日付け) 6153ポンド、1ユーロ= (2010年1月15日付け)) =0.8841ポンド	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		20、27		出所:歳入関税庁施行予定日:2011年4月1日20%:年間利潤額が少ない企業27%:主要税率税率を区分する基準は2010年11月1日時点で未定主要税率は2011年から毎年1ポイント引き下げて段階的に24%となる現在の税率:21%:年間利潤額が0~30万ポンド28%:年間利潤額が30万~150万ポンドまで(年間利潤額に応じて課税額が控除)年間利潤額150万ポンド超は一律28%が適用キャピタルゲイン、受取利子含む
税	31.個人所得税(最高税率%)		50		出所:同上 所得の性質により税率は異なる 利子所得:10%~50%、配当所得:10%~42.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他所得): 20%~50% 出所:同上
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		施行予定日:2011年1月4日 現在の標準税率:17.5%(標準税率以外は税率の変更なし) 軽減税率:VAT特別減税対象商品(家庭用燃料、電気料金、公認の省エネ商品、衛生製品など)):5% VATゼロレート対象商品(レストランでの食事や温かい持ち帰り食品を除く食料、本、子供用衣服、公共交通機関など):0%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:財務省、国税庁 日英租税条約第11条 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機 関等)が受け取る利子所得については源泉地国免税
	34.日本へ配当送金課税(最高税率%)		10		出所:同上 日英租税条約第10条 一定の親子間配当(株式(議決権ベース)で10%以上保 有している子会社からの配当)は5%、一般の配当は 10% 一定の親子間配当(50%以上の株式(議決権ベース)を 保有している子会社からの配当)及び年金基金が受け取
=5	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。「29.為替		0	(1 D / \) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	出所:同上 日英租税条約第12条 使用料については、一律源泉地国免税

		ポドル 現地通貨 ユーロ		特に追記がない場合はVATを含む。 備考	
	1.ワーカー(一般工職) (月額)	3,141		出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings and Labour Costs Quarter1 2009 - Quarter 2 2010 (Preliminary Estimates) 2010年第1四半期の週給データを月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む	
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	7,345~8,247	5,242 ~ 5,886	出所:アイルランド技術者協会(IEI)、Salary Survey 2008 IEIアソシエート・メンバーの年俸平均値(2008年値・男性11年~20年勤続)に2009年と2010年の名目賃金上昇率を加算し月額換算基本給、残業代、賞与、各種手当含む	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,492	4,633	出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings and Labour Costs Quarter1 2009 - Quarter 2 2010 (Preliminary Estimates) 2010年第1四半期の週給データを月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む	
	4.営業職(月額)	2,857	2,039	同上	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,970		出所:アイルランド中央統計局(CSO)Earnings in Distribution and Business Services September 2008 Final Figures, December 2008 Final Figures 2008年週給データに2009年と2010年の名目賃金上昇率を加算し月額換算基本給、残業代、賞与、各種手当含む	
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,003	2,143	同上	
金	6.法定最低賃金	12.12/時	8.65/時	出所: 国家雇用権利局(NERA) 改定日: 2007年7月1日	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	_	賞与支給率について一般的な定義はなく、雇用主の判断による	
		雇用者負担率:10.75% 被雇用者負担率:8.00%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 一括で徴収され内訳なし		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 被雇用者負担率は年収7万5,036ユーロ以下の場合 年収7万5,036ユーロ超の所得に対しては5.0%の健康保険料を徴 収	
		被雇用者負担率の内訳: 給与関連社会保険(PRSI):/ 健康保険:4.0%	4.0%		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	4.9%→1.4	% → 0.6%	データ出所:アイルランド中央統計局(CSO)2007年:Industrial Earnings and Hours Worked March and June 2007 (Final) 前年同月比、2008年:Earnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final) Quarter 2 2008 (Preliminary Estimates)第2四半期の前年比、2009年:Earnings and Labour Costs Quarter 4 2008 (Final) Quarter 1 2009 (Preliminary Estimates)第1四半期の前年比、2010年:Earnings and Labour Costs Quarter 2 2010 (Preliminary Estimates)第2四半期の前年比	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	188~421	131~293	出所:ウィリアム・ハーヴェイ&Co ダブリン首都圏内 印紙税(購入価格が8万ユーロ超を想定し6%) VAT(土地購入価格の13.5%)含む	
地価・事な	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11~14		出所:同上 ダブリン南西地区工業団地(「Clondalkin Industrial Estate」および 「Greenogue Business Park」) 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税 年額を月額換算	
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	20~49	14~34	出所:「アイリッシュ・タイムズ」紙ウェブサイト(myhome.ie欄) ダブリン市街地の数箇所 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税	
,	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	1,451~3,628 1,010~2,525		出所:同上 ダン・レアリー(ダブリン南郊外) アパート(2~3寝室)、1軒家(3寝室) 印紙税(35年以内の賃貸の場合年間賃料の1%) VAT非課税	
	14.電話架設料	175	122	出所:エアコム 新規引込の場合	
	15.電話利用料	1分当たり通話料:0.07 0.05		出所: 同上 法人向け料金(standard phone line) 1分当たり通話料はダブリン市内(月〜金、8時〜18時) 平日夜間及び休日は0.01ユーロ	
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	平日昼間:3.69 平日夜間:2.96 休日:1.88	2.06	出所:同上 平日昼間:月~金、8時~18時 平日夜間:月~金、18時~8時	
貸	17.携帯電話加入料	0	0	出所:Vodafone	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:27~128 1分当たり通話料:0.26~ 0.50	19~89 0.18~0.35	出所:同上 月額基本料金は料金プランにより6段階でプラン毎の無料通話分を 含む 1分当たり通話料は料金プラン毎に異なる	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	36	25	出 庇・エアコ /。	
	1500 1500 17	I		I WARRY TO THE BOOM AND AND THE OWNER OF THE PARTY OF THE	

特に追記がない場合はVATを含む。

		٠١٠ ا ماء	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	備考
電気料の	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:20 1kWh当たり料金: (a)0.24 (b)0.23	(a) 0.17 (b) 0.16	出所:アイルランド電力庁(ESB) 中小企業向け料金 日額基本料を月額換算 (a)年間使用量4万7,815kWh以下 (b)年間使用量4万7,815kWh超
金 ———	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.23		出所:同上 Urban 24hr Tariff 日額基本料を月額換算
旭	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:32.93 1m3当たり料金:2.36	22.92 1.64	出所:ダブリン市役所 VAT非課税
見料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	_	-	出所:the Citizens Information Board 通常は一般水道料金は課金されていない
ガスは	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.16 1m3当たり料金:0.43		出所:ガス供給局、サステナブル・エナジー・アイルランド 年間使用量:約7,012m3超、供給容量:約360m3 まで 天然ガス(1m3=10.41kWhで換算) 中規模企業向け料金
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.16 1m3当たり料金:0.73		出所:同上 年間使用量:約7,012m3超、供給容量:約360m3 まで 天然ガス(1m3=10.41kWhで換算) 月額基本料ありの通常料金
輸送	26.コンテナ輸送 (40 ft コンテナ)	(1)2,425 (2)2,749 (3)3,253	(1)1,688 (2)1,913 (3)2,264	出所:アイルランド日本通運 工場名(都市名):ダブリン市内工業団地 最寄り港:ダブリン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン 港)→横浜港 (2)第3国輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン 港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ダブリン市)の工業団地
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.75	1.22	出所:アイルランド自動車協会 上記協会が実施した小売平均価格の公表値 レギュラー無鉛 諸税含む
	28.軽油価格 (1リットル)	1.65	1.15	出所:同上 上記協会が実施した小売平均価格の公表値 ディーゼル油 諸税含む
為替	29.為替レート		ロ(2010年10月15日付け) ロ(2010年1月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1): 賃金、(2): 地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	12	2.5	出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 国税:12.5%、地方税:0%、その他公租公課:0% キャピタルゲイン、受取利子を含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	.1	出所:同上 所得税は以下2種類 (a)Personal Tax:税率は世帯・収入体系に依拠しており、 基本税率(20%)と高額税率(41%)の2段階 (b)Income Levy:(a)とは別途、総所得に課せられる所得 税であり、税率は個人の総所得により、基本税率(2%)、高額税率(4%)、最高税率(6%)の3段階
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21	1.0	出所:同上 軽減税率あり。特定の燃料、建築サービス、特定の新聞な ど:13.5%、家畜など:4.8%、特定の食料品、飲料、医薬品な ど:0%。いずれも国税
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:同上および日本・アイルランド租税条約 日本との租税条約:第12条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	()	出所:同上 日本との租税条約:第11条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		0	出所:同上 日本との租税条約:第13条
V/ +=F	杏は2回にわたって宝施 「29 為替	1 : 司 # の / 1 / の 団 木 石 口 / 4 /	0010年10 11日 (0) 0日本年日	7140040 54 51 5 55 5

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,824		出所: ドイツ連邦統計庁 カテゴリー:製造業 職業訓練(中等教育終了後の学生の6割が受ける。期間は 2~3年半で、企業での実践と職業学校の双方を行う)を受けた技術職 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	6,655	4,750	出所: 同上 カテゴリー:製造業 職業資格及び、数年間の実務経験がある 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	8,717	6,221	出所: 同上 カテゴリー:会社経営、コンサルタント 職業資格及び、数年間の実務経験がある 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
	4.営業職(月額)	5,427	3,873	出所: 同上 カテゴリー:営業職(店舗販売員を除く) 職業資格及び、数年間の実務経験がある 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,799	3,425	出所: 同上 カテゴリー:家具、衣服などの小売業 職業資格及び、数年間の実務経験がある 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額)	4,035	2,880	出所: 同上 カテゴリー:レストラン、バー、カフェ 職業資格及び、数年間の実務経験がある 基本給、賞与含む 2010年第2四半期実績
	6.法定最低賃金	10.72~18.14/時	7.65~12.95/時	出所: 同上 業種により異なる 改定日:2010年9月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の55	5~100%	出所:ハンスベックラー財団経済社会科学研究所 業種により異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.725% 被雇用者負担率:20.625% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.95% 介護保険:0.975% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.95% 介護保険:0.975%		出所:バーマー公的健康保険 2011年1月1日より雇用保険税率(従来:2.8%)、医療保険 税率(従来:14.9%)が変更
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	1.5%→3.	6%→2.8%	出所:ドイツ連邦統計庁
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	216	150	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 Duderstaedter Str.の工業団地 土地取得税は賃料の3.5%、公証手続等1.5%、仲介手数料 3.0%(交渉可) VAT含まず
事 務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.98	4.86	出所:同上 Connecta parcの工業団地 敷金は賃料の2〜3ヵ月分、仲介手数料は10年分賃料の2 〜3%(交渉可) VAT含まず 出所:現地不動産会社
所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	19.40	13.50	Immormanety 40の工業団地 V/AT 雑典227 ―ロ合まず
	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	1408.00	980.00	四所: 向上 Derendorfのフラット、102m2、バルコニー付き 敷金は家賃3ヵ月分 VAT、暖房費200ユーロ含まず
	14.電話架設料	86.14	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
<u>'</u> '	15.電話利用料	月額基本料:27.23 1分当たり通話料: (a)0.02 (b)0.04	18.95 (a) 0.016 (b) 0.03	出所:同上 1分当たり通話料:(a)市内通話、(b)国内通話
通 信 費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.08	0.0537	出所: VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
項 	17.携帯電話加入料	35.85		出所:ドイツテレコム(T-Home)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:35.85 1分当たり通話料:0~0.42		出所:同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:100.55 月額利用料:43.03		出所:同上 ADSL 2M(T-DSL2000)の場合

	T	/		特に追記がない場合はVATを含む。	
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 9.58 1kWh当たり料金: 0.25	6.67 0.176	出所: デュッセルドルフ現業公社 基本料は年額で一括支払 VAT含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける	
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.55 1kWh当たり料金:0.30		出所:同上 基本料は年額で一括支払	
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 17.96 1m3当たり料金: 2.50		出所:同上 基本料は年額で一括支払 VAT(7%)含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける	
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:19.22 1m3当たり料金:2.67		出所:同上 基本料は年額で一括支払	
ガス料・	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 10.13 1m3当たり料金:0.80		出所:同上 年間使用量2,746kWh以上の場合 基本料は年額で一括支払 VAT含まず VATは一旦支払った後、還付申請を受ける 天然ガス	
金 	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 12.05 1m3当たり料金:0.94		出所:同上 年間使用量2,746kWh以上の場合 基本料は年額で一括支払 天然ガス	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,468 (2)2,368 (3)3,267	(2)1,648	出所:日系物流会社 工場名:デュッセルドルフ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(デュッセルドルフ)→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ロッテルダム港(オラン ダ))→工場名(デュッセルドルフ)	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.86	1.29	出所 : clever-tanken.de (価格比較ウェブサイト)	
	28.軽油価格 (1リットル)	1.57	1.094	出所:esyoil(価格比較ウェブサイト)	
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユー (2)1米ドル=0.6960ユー	ロ(2010年10月15日付け) ·ロ(2010年1月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送	
	30.法人所得税 (表面税率%)	国稅	₹ :15	出所:連邦財務省、ドイツ連邦所得税法20条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む	
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	5	出所:連邦財務省 累進課税	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	1	9	出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍等:7%	
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:同上 日独租税協定第11条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	1	5	出所:同上 日独租税協定第10条	
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	1	0	出所:同上 日独租税協定第12条	
\ V + ₹	査は2回にわたって実施。「29.為替	し しきおの(1)の調本項目は	0010年10-11日 (0)の囲木項目		

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,958	2,111	出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、金属工業 2年間以上の訓練を経た工員の給与 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,036	3,594	出所:同上 チューリンゲン州、金属工業 4年間以上の高等訓練を経た技術職の給与 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	5,822	4,155	出所:同上 チューリンゲン州、金属工業 4年以上の高等訓練を経た上で、長年の専門的な職業経験 があるレベルの給与 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず
	4.営業職(月額)	n.a	n.a	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,994	2,137	出所:同上 チューリンゲン州、小売業 職業訓練を完了している、もしくは4年以上の実務経験があるレベルの給与 時給12.72ユーロ×168時間/月で換算 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず
賃金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,612	1,864	出所:チューリンゲン州統計局 飲食店営業 職業資格及び、数年間の実務経験があるレベルの給与 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず
	6.法定最低賃金	9.11~17.39/時	6.5~12.41/時	出所:ドイツ連邦統計庁 ベルリンを除く東部ドイツ。業種により異なる。 改定日: 2010年9月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の50	~100%	出所:ハンスベックラー財団経済社会科学研究所 業種により異なる
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率:20.625% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.95% 介護保険:0.975% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.95% 介護保険:0.975%		出所:バーマー公的健康保険 2011年1月1日より雇用保険税率(従来:2%), 医療保険税率 (従来:14.9%)が変更
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	2.2%→ 3.29	% → -0.5%	出所:チューリンゲン州統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	57.47 ~ 114.94	40~80	出所:イエナ経済振興機構のヒアリング イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエナ・ロベダ)
地価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.31~13.65	3.00~9.50	出所:イエナ経済振興機構の不動産会社のヒアリング イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4の工業団地(イエナ・ロベダ)
事務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	6.90 ~ 11.21	4.80 ~ 7.80	出所:ドイツ地域不動産、経済情報システム(2010年2月9日) イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 共益費を除く
務所賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	718~1,552	500 ∼ 1,080	出所:イエナ市 イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域のアパート(最新式)、1~5部屋、50m2~150m2 共益費:1m2当り2.5~4.0ユーロ 保証金(家賃1~2ヵ月分)の支払いが必要 時に仲介斡旋料(家賃1~2ヵ月分)が必要(交渉可) 光熱費は別途支払い
	14.電話架設料	86.14	59.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	15.電話利用料	月額基本料: 27.23 18.95 1分当たり通話料: (a) 0.02 (a) 0.016 (b) 0.04 (b) 0.03		10月 10月
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.08	0.0537	出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
信費	17.携带電話加入料	35.85	24.95	出所:ドイツテレコム(T-Home)
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:35.85 1分当たり通話料:0~0.42	24.95	出所:同上
	19.インターネット接続料金	加入料:100.55	69.98	出所:同上
	(ブロードバンド)	月額利用料:43.03	29.95	ADSL 2M(T-DSL2000)の場合

			特に追記がない場合はVATを含む。	
		ポドル 現地通貨 ユーロ		備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:12.82 1kWh当たり料金:0.361	0.2513	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量100万kWh以上の場合 年額基本料を月額換算
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:12.82 1kWh当たり料金:0.33	8.925 0.2291	出所: 同上 年間使用量4万kWh以上の場合 年額基本料を月額換算
~=	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:295.17 1m3当たり料金:2.658		出所:同上 年額基本料を月額換算(40.0m3当たりの料金)
道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:18.448 1m3当たり料金:2.658		出所:同上 年額基本料を月額換算(2.5m3当たりの料金)
ス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.42 1m3当り料金:0.094		出所 : 同上 年間使用量4万2,505kWh以上の場合 年額基本料を月額換算 天然ガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:23.52 1m3当り料金:0.088		出所 : 同上 年間使用量5,555~4万2,505kWhの場合 年額基本料を月額換算 天然ガス
				出所:シェンカードイチェラント 工場名(都市名):イエナ 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク港) →横浜港
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(9)9/9/	(1)1,616 (2)1,896 (3)2,674	(2)第3国輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク港) →第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→工場名
达				(1)国内陸送費:750ユーロ+海上輸送費(CFR):1,245ドル(866ユーロ) (2)国内陸送費:750ユーロ+海上輸送費:1,647ドル(1,146ユーロ) (3)国内輸送費:770ユーロ+海上輸送費(FOB):3,425ドル(2,384ユーロ) 海上輸送費はBAF、CAF、LSF、PSS、SUEZ含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.95	1.36	出所:イエナ市内のガソリンスタンド7店舗の平均値(2010年 1月26日現在)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.65		同上
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーロ (2)1米ドル=0.6960ユー	コ(2010年10月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税	::15	出所:連邦財務省、ドイツ連邦所得税法20条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む
	31.個人所得税 (最高税率%)	4	5	出所:連邦財務省 累進課税
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	1!	9	出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍等:7%
رنق ا	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:同上 日独租税協定第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	1.	5	出所:同上 日独租税協定第10条
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	1		出所:同上 日独租税協定第12条
\ <u>'</u> - + =6	査は2回にわたって実施。「29.為替	1 1 1 1 1 1 1 1	010年10~11日 (2)の調本項目	11+2010年1月1-中佐

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,326		出所:オーストリア統計局 カテゴリー「C」製造部門労働者2008年値 上記に2009年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,777	3,409	出所:同上 カテゴリー「C」製造部門従業員2008年値 上記に2009年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,627	4,730	出所:連邦会計検査院国民平均収入報告書2008 (2006/2007年対象) カテゴリー「上級管理職公務員」 上記報告書発表は2007年値のため、データ数値に2008年 及び2009年の名目賃金上昇率を乗じて算定 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,680	1,913	出所:オーストリア統計局 カテゴリー商業部門「G」労働者2008年値 上記に2009年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
賃金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,558	1,826	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「I」飲食店労働者2008年値 上記に2009年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	6.法定最低賃金	-	_	出所:連邦労働院 法律で最低賃金は定められていない。通常は労使協定に より定められる。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	-	出所:同上 法律で定められていないが、慣例として1ヵ月相当分を夏・ 冬の2回(合計2ヵ月分)支給
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:20.78% 被雇用者負担率:17.07% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.0% 医療保険:3.83% 年金:12.55% その他(傷害保険):1.40% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.0% 医療保険:3.82% 年金:10.25% その他(傷害保険):-		出所:オーストリア社会保険組合連合会(2009年9月1日時 点)
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	5.1%→2008年:5.3	8%→2009年:0.9%	出所:オーストリア経済研究所(WIFO)
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	921 640.7		8,084m2の価格より1m2当たり価格を算出
地価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.39	0.97	<u>購入手数料3.6%を含む</u> 出所:同上 パーフェクタシュトラーセ/ケッツァーガッセ、ウィーン市23区 4万1,509m2の価格より1m2当たり価格を算出 税・諸経費を含む 契約手数料3.6%が必要
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	32	22.36	出所:同上 カール・ルエーガー・プラッツ、ウィーン市中心部(1区) 328m2の価格より1m2当たり価格を算出 家主が定めた敷金が必要な場合あり。この場合は2万1,226 ユーロならびに賃貸契約手数料(賃料+管理費)3ヵ月分 税・諸経費を含む
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,261 1,574		出所:同上 フライユング/ショッテントア、ウィーン市中心部(1区)のアパート(4階) 103m2(バルコニー17m2を含む) 駐車場、エレベーター付き税・管理費含む
	14.電話架設料	240		出所:テレコム・オーストリア
	15.電話利用料	月額基本料:23 1分当たり通話料:0.085		出所:同上 通話料は平日8~18時の料金
	16.国際通話料金	1.59		
通	(日本向け3分間) 17.携帯電話加入料	なし		出所:A1
通信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:42 1分当たり通話料:0.36	29	出所:同上 「A1 Smart 1100」料金 1分当たり通話料は1,100分までは全ての回線に対して無料、その後もA1回線に対しては無料
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:240 月額使用料(固定):29		出所:テレコム・オーストリア 「Aon Kombi」料金 ADSL上限上り768kbits/秒、下り 8,192kbits/秒

			特に追記がない場合はVATを含む。	
		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.11 1kWh当たり料金: (a)0.121 (b)0.123	(a) 0.08433	出所:ウィーン・エネルギー 年額25.9780ユーロを月額換算 (a)夏季:4月1日~9月30日 (b)冬季:10月1日~3月31日 「GIGA」プラン
料 金 ——	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.93 1kWh当たり料金:0.25		出所:同上 年額41.16ユーロを月額換算
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.43		出所:ウィーン市水道局(MA31) 1m3当たり料金の内訳:上水1.30ユーロ+下水1.78ユーロ
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.43	なし 3.08	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 6.82 1m3当たり料金: 0.93		出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額56.99ユーロ(メーター読み取り手数料 5.09ユーロを含む)を月額換算 1m3当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使 用量8,000m3以下の場合(1kW当たり0.061807ユーロ、 1kWh=10.5m3を換算) いずれも2010年1月1日以降の料金 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	同上	同上	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,213 (2)2,548 (3)7,009	(2) 1,773 (3) 4,879	出所:日系フォワーダー 工場所在地(都市名):ウィーン 最寄港:ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ウィーン→ハンブルク港(ドイツ)→横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,025ユーロを含む (2)第3国輸出:ウィーン→ハンブルク港(ドイツ)→ニュー ヨーク港 ハンブルク港までの陸送費1,025ユーロを含む (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港(ドイツ)→ウィーン ハンブルク港からの陸送費2,350ユーロを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.58		出所:市内ガソリンスタンド(BP) 2010年1月11日
	28.軽油価格 (1リットル)	1.59	1.11	出所:同上 ディーゼル油
為替	29.為替レート	(1)1米ドル=0.7137ユー「 (2)1米ドル=0.6960ユー	口(2010年1日15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	2		出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア ア 赤字企業の場合でも最低税額として有限会社で437.50ユーロ/四半期、株式会社で875ユーロ/四半期が課される。ただし、登記後1年に限り273ユーロ/四半期(一律)に減額される
	31.個人所得税 (最高税率%)	5		出所:同上 2009年税制改正法 税区分:(1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)1万1,000ユーロ超~2万5,000ユーロ:36.5% (3)2万5,000ユーロ超~6万ユーロ:43.2% (4)6万ユーロ超:50%
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	2		出所:同上 軽減税率あり 食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械な ど:10%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	C)	出所:同上 日本との租税条約第10条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 20、	親子間:10	出所:同上 日本との租税条約第9条 親子間要件:(1)持株比率50%を超えること、(2)事業年度 終了まで12ヵ月以上保有
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	1		出所:同上 日本との租税条約第11条
*/_L=r	杏け2回にわたって宝施		··· - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スイス・フラン	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	6,416	4,579	,	ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 2008年の製造業 基本給、賞与を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	7,327	5,230	7,016	ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 基本給、賞与を含む。
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	8,548	6,101	8,185	同上
	4.営業職(月額)	8,150	5,817	7,804	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,296	3,066	4,113	同上
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,072	2,906	3,899	同上
	6.法定最低賃金		-		法定最低賃金はない。業界団体によっては労使協 議によって、最低賃金を定めている。最大の労働組 合であるスイス労働組合(SWG)が2010年4月に推 奨した最低賃金は22スイスフラン/時。
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		約1ヵ月分		「13ヵ月目の給与」と呼ばれ、多くの企業がビジネス 慣行として支給している 業績により2~3ヵ月分支給する企業がある一方 で、支給しない企業もある 公務員は年棒制でボーナスはない
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率の内訳 義務的老齢年金:9.2%(5.0%) 障害者保険:0.7% 所得補償保険:1.15%(雇 その他:1.345%	5% 齡·遺族年金4.2%+企業 霍用1.0%、兵役0.15%) ﴿害(職場内)保険0.8%、 : (義務的老齡·遺族年金4	出産保険0.045%) .2%+老齢年金(任意)	出所:ジュネーブ・ロマンド企業連盟
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		6% → 2.0% → 2.19		出所:連邦経済省経済事務局 「経済月報(2010年 11月号)」
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.		出所:ジュネーブ州政府経済振興局より聴取 市内数ヵ所の産業団地では、土地売買は一般的でなく、価格は公表されていない 通常は賃貸契約で物件によっては賃貸契約期間が 99年に及ぶものもある
事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.87	5.48	8.08	出所:国際比較(2008/2009、ジュネーブ州政府発 行)
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	41 ~ 63	28~44	42 ~ 65	出所:同上 市内商業地域(Central Business Districts) 税・諸経費含まず
等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	6,255	4,353		出所:同上 市内高級住宅地域3か所の平均 3ベッド・ルーム、120~160m2 駐車場、地下物置倉庫付き 家具なし、管理費、電気代含まず ドル建て
	14.電話架設料	42	29		出所:スイスコムSwisscom
	15.電話利用料	月額基本料:25 1分当たり通話料:0.04 ~0.08	17 0.05~0.05	25.25 0.04~0.08	出所:同上 固定電話から外国の携帯電話にかける場合は、1 分当たり0.3フラン加算される
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.73	0.51	0.75	出所:同上 1分当たり平日0.25フラン、祝祭日0.20フラン 固定電話から日本の携帯電話にかける場合は1分 当たり0.30フラン加算
通信費	17.携帯電話加入料	39	27	40	出所:同上 SIMカード購入代金 このほかに携帯電話端末機が必要
*	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12 1分当たり通話料:0.58	8.14 0.41	12 0.60	出所:同上 「NATEL Business Basic」プラン このほか、月額基本料が169フランで通話料無料の タイプから月額基本料が無料で1分当たり0.80フラ ンのものまでさまざまな選択肢がある
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:77	54	79	出所:同上 「NATEL Business Internet standard」プラン 上り500kbps/下り5,000kbpsの場合 各種契約形態あり

	く(調食都巾:ンユベーノ <i>)</i>	特に追記がない場合はVATを含む。 I			
		米ドル	ユーロ	現地通貨 スイス・フラン	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.24	 0.17	 0.2495	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 年間利用量が3万kWh以下の価格 3万kWhを超える場合、契約電圧、季節、昼夜などに よって1kWh当たり料金が変動する
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 一 1kWh当たり料金:0.24	_ 0.17	— 0.2495	同上
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:14 1m3当たり料金:1.26	9.62 0.87		出所:同上 産業用、一般用の区別はない
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:14 1m3当たり料金:1.26	9.62 0.87		
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.90~373 1m3当たり料金:0.62~ 0.69	月額基本料:3.90~373		出所:同上 天然ガス 月額基本料は年間契約料を月額換算 年間契約料は契約量に応じ5段階設定されており、 年間契約号0~12万kWb:48フラン
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.90~373 1m3当たり料金:0.62~ 0.69	2.71~260 0.43~0.48	4∼383.33 0.6372∼0.71154	
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,003 (2)4,470 (3)7,355	(1)2,786 (2)3,111 (3)5,119	(1)4,108 (2)4,588 (3)7,548	送1,819ドル→第3国任向け港(ニューヨーグ港) BAF、CAF、THC含む (3)対日輸入:横浜港(海上輸送)4,250ドル→最寄り港 (ロッテルダム港(オランダ))(陸上輸送)2,300フラン→ 工場名(ジュネーブ)バーゼルでの積み替え手数料等 を含む (1)~(3)ともロッテルダム港(オランダ)のハンドリング チャージを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.578	1.10	1.62	出所:ジュネーブ市内Tamoilより聴取(2010年2月8日 現在) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.64	1.139	1.68	出所:同上 ディーゼル油
為替	29.為替レート	(2) (2)1米ドル=1.	9575フラン、1ユーロ= 2010年10月15日付け) 0263フラン、1ユーロ= 2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート 仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項 目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料 金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		8.5(連邦税) 17.80(州税)		出所:ジュネーブ州政府 スイス連邦統計局「スイスの税負担〜州比較2009」 によると、ジュネーブ州における実効税率は24.34%〜 26.07%(連邦税込み)。スイスの法人税は連邦税8.5% に州・地方自治体税(自治体ごとに異なる)を加算して 算出するが、新規進出企業に最長10年間の地方税免 除など、自治体レベルで各種軽減措置を実施しており 上記実効税率は優遇措置を受けない場合。
4 4	31.個人所得税 (最高税率%)		29.8%	出所:スイス連邦統計局「スイスの税負担〜州比較2009」 ジュネーブ州での単身世帯の最高税率(連邦税を含む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、扶養親族の有無、資産、住宅費など各種経費を控除したうえで、世帯全体の収入に対し地方自治体が一括で税率を決定する。 このうち、連邦税の最高税率は11.5%	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		8.0%	出所:スイス連邦経済省経済事務局、国税局 2010年12月31日までは7.6%。以下()内は2010年のも の。 軽減税率:食品、飲料、新聞、書籍、水道等:2.5% (2.4%)	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:日本・スイス租税条約第11条 0%(政府のみ) 2010年5月に改正条約に調印済みで批准作業中。発 効後の税率は一般10%、政府・銀行0%	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般15、親子間10		出所:日本・スイス租税条約改定10条 親子間要件は持ち株比率25%以上。 2010年5月に改正条約に調印済みで批准作業中。発 効後の税率は、持ち株比率50%以上:0%、同10%以上:5%、一般 10%。
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%) 動査は2回にわたって実施。「29.為替		10		出所:日本・スイス租税条約改定第12条 2010年5月に改正条約に調印済みで批准作業中。発 効後の税率は、0%

※本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

•	ェーナン(調食都市:ストツクホ T		Т	担业多少	特に追記がない場合はVATを含む。 I
		米ドル	ューロ	現地通貨 クローナ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,680	2,627	24,331	出所:中央統計局 2010年6月時点 時給141.46クローナを月給換算(週40時間×4.3週) 基本給のみ。諸手当(有給休暇手当、労使協定による交通手当等)を含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,961	3,541		出所:同上 2009年平均 基本給のみ。諸手当を含まず。
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,550	4,674	43,300	出所:同上 2009年平均 基本給のみ。諸手当を含まず。
	4.営業職(月額)	5,294	3,778		出所:同上 2009年平均 基本給のみ。諸手当を含まず。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,577	2,553		出所: 向上 2010年6月時点 時給137.50クローナを月給換算(週40時間x4.3週) 基本給のみ。諸手当を含まず。
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,008	2,146	19,883	出所:同上 2010年6月時点 時給115.60クローナを月給換算(週40時間×4.3週) 基本給のみ。諸手当を含まず。
金	6.法定最低賃金		_		出所:スウェーデン投資庁 法定最低賃金はない 業種・企業により労使協定で最低賃金を定めている場合 がある
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		_		出所:同上 賞与の制度はない 最近は業績に応じて賞与を支給する企業もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7% 雇用者負担率の内訳: 年金:10.21% 遺族年金保険:1.70% 医療保険:5.95% 労働災害保険:0.68% 両親保険:2.20% 労働市場(雇用)保険:4 一般賃金税:6.03%	.65%		出所:国税庁 2010年の適用率 被雇用者が1945年〜83年生まれの場合 1984年生まれ以降の場合は、年金以外の保険料が4分の 1となり全体で15.49% 1938年〜44年生まれの場合、年金のみで10.21% 被雇用者負担率:年金自己負担分。
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	:	3.3%→4.3%→3.4%	出所:財務省「政府予算案」2010年、2011年資料	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	99~368	69~256	700~2,600	出所:ストックホルム市開発局(Stockholm City Development Administration)より聴取、国税庁(税率)ウルブスンダ工業団地:2,600クローナ、フッディンゲ工業団地:700クローナ 土地購入の際には不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される。物件は少ない VAT非課税
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.30~1.47	0.91~1.02	9.20~ 10.4	出所:同上 ベストベリア、リース契約は普通5年間 ストックホルム市内には物件がほとんどない 不動産税(不動産の評価価値の0.5%)が加算される 上下水工事および道路建設費用は自治体負担 VAT非課税
仍所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~46	9.06∼32		出所:ジョーンズ・ラング・ラサール(不動産業社)、スウェーデン投資庁(ISA)、国税庁ストックホルム市内および近郊不動産税(不動産評価価値の1%)が加算される基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。 暖房費・空調費・水道費・管理費を含む
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,122	1,477	15,000	出所:ボースタドディレクト(不動産仲介インターネットサイト)、国税庁 オステルマルムのアパート、2.5DK、108m2、暖房、電気、上下水道、ブロードバンド、ごみ収集費含む デポジット15,000クローナ VAT非課税
	14.電話架設料	138	96		出所:テリア インターネット経由の申し込みの場合、675クローナ 架設工事が必要な場合、架設費として350クローナ+材料 費がかかる
	15.電話利用料	月額基本料:21 1分当たり通話料:0.03 接続料:0.06	14 0.02 0.04	145 0.23 0.45	出所:同上 Telia Basプラン さまざま契約形態あり
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.4	0.97	0.0	出所:同上 3.15クローナ×3分+接続料0.45クローナ/回
通信	17.携帯電話加入料	14~35	9.85 ~ 25		出所:同上 24ヵ月の契約の場合、さまざまな契約形態あり
通信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:4.10~85 1分当たり通話料:0~ 0.10	2.86~59 0~0.07		出所:同上 接続料0~0.99クローナ/回が加算される 契約形態により月額基本料、通話料、接続料が異なる
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	32~51	23~35		出所:同上 ADSL:上り0.128Mbps/下り0.25Mbps~上り2.5Mbps/下り24Mbps 初期費用:18ヵ月の固定契約の場合:接続料無料、モデム料99クローナ 上記以外の場合:接続料1,495クローナ、モデム料495クローナ テリアとの電話契約があることが条件

		米ドル	ユーロ	現地通貨クローナ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:26~676 1kWh当たり料金:0.17	18 ~4 70 0.12	185~4,779	出所:フォットゥム 月額基本料=(年間基本料475クローナ+電気配送会社への年間契約料1,745~56,875クローナ) /12ヵ月 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.9962クローナ+トランスファー・チャージ(使用量に応じた電気配送会社への料金)0.238クローナ 緑の認証電気料、エネルギー税等を含む 年間使用量50,000kWh以内、1年間契約の場合
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.19 1kWh当たり料金:0.20	5.70 0.14	1.4429	出所:同上 月額基本料=(年間基本料325クローナ+電気配送会社への年間契約料370クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=変動制度電気料金1.0819クローナ+トランスファー・チャージ(使用量による電気 配送会社への料金)0.361クローナ 緑の認証電気料・エネルギー税等を含む
 水 道 料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 48~ 9,604 1m3当たり料金: 0.74	34 ~ 6,684 0.52	341~67,891	出所:ストックホルム市水道局 月額基本料=(年間水道使用量600~300万m3当たりの基本料1,405~812,000クローナ+年間契 約料2,690クローナ)/12ヵ月 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.65クローナ徴収
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:23 1m3当たり料金:0.74	16 0.52	161 5.25	18 98 8 不 \$1 全 一 (在 89 8 不 \$1 16670 — 十 4 年 89 5 98 66 日 \$107670 — 十 4 年 89 6 7 7 7 11 11 11 11 11 11 11
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:29~118 1m3当たり料金:0.576 ~0.584	20~82 0.401~0.407	208~833	出所:ストックホルム・ガス 月額基本料=使用量に応じた年間基本料2,500クローナ(年間使用量10,000m3以下)~10,000クローナ(年間使用量50,000m3以上)/12カ月 1m3当たり料金には都市ガス税(1m3当たり1.13クローナ)含む。 VAT(25%)含まず 天然ガス
ガス料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:19~38 1m3当たり料金:0~ 0.63	13∼27 0∼0.44		出所:同上 月額基本料は年額を月額換算 集合住宅の場合、住宅の広さによって異なる また、基本料のみで、1m3あたり料金の課金がないこともある 1DK:1,627クローナ/12ヵ月 2DK:1,850クローナ/12ヵ月 3DK:1,993クローナ/12ヵ月 4DK以上:2,144クローナ/12ヵ月 (広さおよび使用量は関係ない) 一戸建て:調理用だけにガスを使用している場合:2,452クローナ/12ヵ月(使用量は関係ない) 暖房にガスを使用している場合:3,245クローナ/12ヵ月+1m3当たり料金4.42クローナ 都市ガス税 含む 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,958 (2)3,045 (3)4,253	(2)2,119	(1)20,910 (2)21,523 (3)30,066	出所:マースク・ライン VAT非課税 工場名(都市名):ルンダ工業団地(ストックホルム) 最寄り港:ヨーテボリ港 第3国仕向け港:ニューアーク港(米国) (1)対日輸出:ルンダ工業団地(ストックホルム)→最寄り港(ヨーテボリ港)→横浜港 陸上輸送費5,616クローナ、海上輸送費1,509米ドルを含む BAF含む (2)第3国輸出:ルンダ工業団地(ストックホルム)→最寄り港(ヨーテボリ港)→第3国仕向け港 (ニューアーク港(米国)) 陸上輸送費5,616クローナ、海上輸送費1,580米ドルを含む、BAF含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヨーテボリ港)→ルンダ工業団地(ストックホルム) 陸上輸送費6,600クローナ、海上輸送費2,669ドルを含む
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.79	1.25	12.68	出所: OKQ8 オクタン価95 2010年1月平均価格
	28.軽油価格 (1リットル)	1.70	1.18	12.00	出所:同上 ディーセル 2010年1月平均価格
為替	29.為替レート	(2010年1 (2)1米ドル=7.0691クロ ロ	コーナ 0月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1): 賃金、(2): 地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	地	税∶26.3 方税:— 公租公課:—		出所:国税庁、スウェーデン投資庁 投資ファンドの場合、税率は30%となる
	31.個人所得税 (最高税率%)	地方税:29~37、国税:25			出所:同上 地方税の最高税率は居住市によって異なり29~37% これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算 a) 国税の税率は所得が37万2,100クローナ未満はゼロ、 b) 37万2,100クローナ以上53万2,700クローナ未満の 場合は37万2,100クローナを超えた分に対し20%、 c) 53万2,700クローナ以上の場合は53万2,700クローナを 超えた分に対し25%(2010年)
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:同上 軽減税率:食品、飲料:、ホテル、旅行関係:12% 新聞、書籍、映画等の文化関係、旅客運送関係:6% 医療、教育関係、銀行など:VAT非課税
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:同上 日本・スウェーデン租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:1	5、親子間∶5		出所:同上 日本・スウェーデン租税条約第10条 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有。親会社が日本で上場されていたり、株式の50%以上を日本企業または日本人が所有している場合は0%。
	35.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	44.	10		出所:同上 日本・スウェーデン租税条約第12条 (2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 デンマーク・クローネ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	5,094	3,636		出所:デンマーク統計局 2009年平均。工職従事者 基本給、雇用主負担社会保障費、賞与、各種手当を 含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	9,054	6,462	48,180	出所:同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	10,817	7,720	57,566	出所:同上 2009年平均。管理職(部門長) 基本給、雇用主負担社会保障費、賞与、各種手当を 含む
	4.営業職(月額)	7,670	5,474	40,819	出所:同上 2009年平均。技術・商業セールス従事者 基本給、雇用主負担社会保障費、賞与、各種手当を 含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	4,702	3,356	25,021	出所:同上 2009年平均。店舗セールス・デモンストレーション従 事者。基本給、雇用主負担社会保障費、賞与、各種 手当を含む
任	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	5,213	3,720	27,741	出所:同上 2009年平均。家事・レストラン関係従事者。基本給、 雇用主負担社会保障費、賞与、各種手当を含む 改定日:2009年4月1日
金	6.法定最低賃金	なし			協定日:2009年4月1日 法定最低賃金は無いが、労使協定で定められる最低 賃金あり 2010年3月に定められた産業連盟会員企業の推奨 最低賃金は、2010年が104.25クローネ/時、2011年 が106.00クローネ/時
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	約1ヵ月分			おおむね95%以上の企業においてボーナスを支給。 企業収益によりボーナス額や対象者は変動。 通常給与の1ヵ月分もしくは相当額の物品 出所:インベスト・イン・デンマーク、労働市場基金な
	8.社会保険負担率	雇用主負担分: 労働市場賦課税(ATP): 出産育児休暇基金(Bars 労働市場保険スキーム(経営者還付システム(AE 被雇用者負担分: 労働市場賦課税(ATP): 医療保険:8.0%	sel dk) : 60.42クローネ (月 AES) : 54.66クローネ (月 ER) : 177.33クローネ (月春	医療費・年金などは税金から支出されており、雇用主の社会保障負担率という形では算出されていないしかし、労働市場賦課税(ATP)、出産育児休暇基金(Barsel dk)、労働市場保険スキーム(AES)、経営者還付システム(AER)※などの掛金を支払う義務がある労使協定により、民間老齢年金を国民年金に上乗せして掛ける企業もある。(※労働者の職業訓練時に給与等を経営者、訓練校等に還付)出産育児休暇基金:181.25クローネ/四半期を月額換算。労働市場保険スキーム:656クローネ/年を月額換算。経営者還付システム:2,128クローネ/年を月	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)				婚恤質 出所:財務省「経済観測」2010
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	114~ 212	79 ~ 148	590 ~ 1,100	出所:サドリン・アルベクより聴取(不動産業者) ターストロップ市の工業団地 土地税0.025%、登記料として価格の0.6%+1,400ク ローネが別途必要
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.31	3.70	27.50	出所:同上 ファーオランド、グロストロップ市の工業団地 電気、水道、光熱費を除く年額を月額換算 およその相場は1m2当たり25~50クローネ
予務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23	16		電気、水道、光熱質を除く年額を月額換算 およその相場は1m2当たり80~170クローネ
等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	3,572	2,486	18,500	出所:スカンディア・ハウジングより聴取 コペンハーゲン中心地の家具つきアパート、130m2 通常消費量に基づく電気、水道、光熱費を含む 契約時に敷金(家賃3ヵ月分)を支払う 駐在員向けの物件(90~150m2)の相場はおよそ1万 5,000~2万クローネ
	14.電話架設料	183	128		出所:TDC
	15.電話利用料	月額基本料:33 1分当たり通話料:0.05 通話開始料:0.06	23 0.03 0.04	0.25 0.2875	同上
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.97	2.76	20.54	出所:同上 6.75クローネ/分×3分+通話開始料0.29クローネ
通信費	17.携帯電話加入料	18	13	00.75	出前. □ L
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12 1分当たり通話料:0.14 ~0.24 通話開始料:0.06	8.40 0.10~0.17 0.04		出所 : 同上 Mobile Flex料金プラン
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額基本料:90	62	465	出所:同上 下り10Mbps/上り1Mbps 工事費:995クローネ

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
		·		デンマーク・クローネ	
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:15~164 1kWh当たり料金:0.23~ 0.36	11~114 0.16~0.25	80~850 1.1938~1.8444	出所:ドング・エナジー 年間契約量、プランによって月額基本料、1kWh当 たり料金は異なる
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:15 1kWh当たり料金:0.36	11 0.25	80 1.8444	
	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.24〜434 1m3当たり料金:8.92	5.04 ~ 302 6.21	37.50 ~ 2,249.375 46.19	
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.24 1m3当たり料金:8.92	5.04 6.21	37.50 46.19	出所:同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:11〜45 1m3当たり料金:0.85〜 1.70	7.73 ~ 31.24 0.59~1.18	57.50 ~ 232.50 4.4091~8.7838	
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:11.10 1m3当たり料金:0.89~ 1.70	7.73 0.62~1.18		出所:同上 天然ガス 1m3当たり料金(単位はクローネ):8.7838(冷房) /4.5838(暖房)
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,654 (2)2,761 (3)2,657	(1)1,151 (2)1,921 (3) 1,849	(1)8,565 (2)14,299 (3)13,762	出所:リーマン 工場名(都市名):グロストロップ 最寄り港:コペンハーゲン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:グロストロップ→最寄り港(コペン ハーゲン港)→横浜港 アデン湾通行料含む (2)第3国輸出:グロストロップ→最寄り港(コペン ハーゲン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) BAF含む
	27.レギュラーガソリン価格				(3)対日輸入:横浜港→最寄り港(コペンハーゲン港)→グロストロップ BAF、スエズ・アデン湾通行料含む
	(1リットル) 28.軽油価格	2.03	1.41		出所:シェル・デンマーク(2010年1月15日) オクタン価95
	(1リットル)	1.75	1.22	9.07	出所: 同上 ディーゼル
為替	29.為替レート	(1)1米ドル=5.3216デンマーク・クローネ、1ユーロ=7.4564デンマーク・クローネ ネ (2010年10月15日付け) (2)1米ドル=5.1794デンマーク・クローネ、1ユーロ=7.4420デンマーク・クローネ ネ (2010年1月15日付け)			レート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税: 25 地方税: 0 その他公租公課: 0			出所:国税庁
	31.個人所得税 (最高税率%)		51.5	出所:同上 国税と地方税、医療賦課税(8%)を合わせた税 率の上限 国税は、累進課税 42,900クローネ以下:控除 42,900クローネ超:3.67% 38万9,900クローネ超:15% 地方税は固定税率で自治体ごとに異なるが全国 平均で24.9% 教会税を含まず	
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		25	出所:同上 軽減税率:医療サービス、郵便、保険、新聞、テレビ・ラジオ受信料、スポーツ、文化・芸術作品など:0%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所:同上 日本デンマーク租税条約第11条 2006年のデンマーク持ち株会社法改正により、課 税が撤廃された
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般:10、親子間:0	出所:同上 日本デンマーク租税条約第10条 親子間要件:株式10%以上保有のこと	
V +=□	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。「29.為替	░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░ ░	10	出所:同上 日本デンマーク租税条約第12条	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,671	-	出所:雇用者連盟から聴取 2009年10月に会員企業から収集した数値 基本給のみ
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	4,660	3,326	出所:同上 2009年10月に会員企業から収集した数値 基本給のみ
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,127	4,373	出所:雇用者連盟 2009年賃金統計 2009年10月に会員企業から収集した数値 基本給のみ
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
賃金	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,881	2,056	出所:雇用者連盟 2009年賃金統計 2009年10月に会員企業から収集した数値 基本約のみ
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,731	1,949	出所:同上 2009年10月に会員企業から収集した数値 基本給のみ
	6.法定最低賃金	-	-	出所:労働安全衛生局 法定最低賃金はないが、失業手当給付金から算定した奨励額がある。業種ごとの協約で労働熟練度別に定められている。 各業種の最も熟練度の低い層の最低賃金は建設業:9.04ユーロ/時(2010年5月1日~)金属産業:8.17ユーロ/時(2009年10月1日~)清掃業:7.95ユーロ/時(2010年5月1日~2010年12月31日)宿泊飲食業:9.28ユーロ/時(2010年5月1日~)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年俸の +夏期休暇手当と		出所:雇用者連盟 2009年の場合、連盟加盟企業のうち35%が賞与支給。賞 与の他、団体協約により、月給の50%が夏季休暇手当とし て支給されるのが官民を問わず通例となっている。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:25.151%~35.65被雇用者負担率:7.3%~8.5%雇用者負担率の内訳:雇用保険:0.75%か2.95%医療保険:2.23%年金:21.8%~22.4%その他:労災保険0.3~8.0%、グ被雇用者負担率の内訳:雇用保険:0.40%医療保険:2.40%年金:4.5%または5.7%(53歳以	`ループ生命保険0.071%	出所:イルマリネン法定年金保険会社 保険料率は事業所の規模、支払給与総額により異なる。
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	3,4% → 5,	5% →3,9%	出所:統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	263	183	出所: 国土調査局「Kauppahintatislasto 2008」 ヘルシンキ首都圏の2008年の平均価格 諸税含む
地価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	14	10	出所:オイコティエ(不動産情報サイト) ヘルシンキ首都圏 諸税含む
事務	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	39	27	出所:同上 ヘルシンキ中心部における賃貸物件の平均値 諸税含む
所賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月 額)	3,142	2,187	出所:同上 ヘルシンキ中心部カンピ地区のフラット (2寝室、80m2の平均的な物件の価格) 27.3ユーロ/m2/月 バスタブの代わりにサウナとシャワーのみの物件が多い。 賃貸物件は極めて少なく個々の差が大きい。諸税含む。
	14.電話架設料	142		出所:エリサ
	15.電話利用料	月額基本料:18 1分当たり通話料:0.02 接続料:0.17	12.45 0.012 0.12	出所:同上 接続料は通話のたびにかかる。
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.54	1.77	出所:同上 0.55ユーロ/分×3分+接続料0.12ユーロ
温信費	17.携帯電話加入料	4.17	2.90	出所:同上 最もシンプルなElisa Olivaプラン 料金形態は契約によって異なる。
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:2.86 1分当たり通話料:0.11	0.079	同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	開設費:112 月額基本料:49	78	出所:同上

		, 	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:5.26 1kWh当たり料金:0.09	3.66 0.0609	
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.05 1kWh当たり料金:0.15		出所:同上 電力税含む。
	(KWII = 12.9)	TKWITコ/こり4年並 : 0:10	0.1000	出所: ヘルシンキ環境サービス局(HSY) 月額基本料は建物用と建物面積によって細かく分かれている。
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:72 1m3当たり料金:3.13	2.18	数値は工業用建物で建物面積が501~1,000m2の場合同じ面積で商業用の場合は45ユーロ、オフィス用は41ユーロ、倉庫は22.5ユーロ 1m3当たり料金の内訳は上水道0.9ユーロ、下水道1.28ユーロ、水道維持税を含む。
312	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:5.39 1m3当たり料金:3.13	3.75 2.18	100m2以下のフラットの場合 1m3当たり料金の内訳は上水道0.9ユーロ、下水道1.28ユーロ、水道維持税を含む。
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 961 1m3当たり料金: 0.39		中・大口利用者向け料金もあり、個別に契約する。 使用量に応じて月額基本料の他に追加託送費(年間使用量 400kW超過分1kWh当たり16.80ユーロ)が必要。 天然ガス VAT含まず
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:23 1m3当たり料金:0.75	15.83 0.52	出所:同上 家庭用パッケージの年間基本料を月額換算 VAT、備蓄税含
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,836 (2)2,361 (3)3,895	(1)1,278 (2)1,643 (3)2,711	出所:ヴァロヴァ 工場名(都市名):ヘルシンキ 最寄り港:ヘルシンキ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ヘルシンキ港)→ 横浜港 (2)第3国輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ヘルシンキ港)→ 第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヘルシンキ港)→工場名(都市名) (1)スエズ運河、アデン湾通行料、緊急燃料割増料、コンテナスキャン料含む。 BAF/CAF、各種保証料、戦争リスク割増料含まず。 VAT非課税 (2)BAF、NY港でのコンテナ荷捌き料含む。 VAT非課税 (3)スエズ運河、アデン湾通行料、緊急燃料割増料、季節割増料、低サルファ燃料割増料、コンテナスキャン料含む。 CAF、各種保証料、戦争リスク割増料は含まない。 VAT非課税
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.98	1.38	出所:ポロットアイネ(ガソリン価格サイト) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.57	1.09	出 · 同 ·
為替	29.為替レート(1ドル)	(1)1米ドル=0.7137ユーロ((2)1米ドル=0.6960ユーロ	(2010年10月15日付け)	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が 異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道 料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税::	26	出所:国税庁
税	31.個人所得税 (最高税率%)	国税30、地方税20		出所:同上 国税は累進制で所得により6.5%から30.0%の4段階、地方税は一律で自治体により15%から20%まで幅があり、ヘルシンキは17.5% このほか教会税:1~2% 国税の所得別税率は以下のとおり。 (1)15,200ユーロ~22,600ユーロ:6.5%(固定額8ユーロ+下限額の超過分x税率、以下同様で固定額のみを記載) (2)22,600ユーロ~36,800ユーロ:17.5%(固定489ユーロ) (3)36,800ユーロ~66,400ユーロ:21.5%(固定2,974ユーロ) (4)66,400ユーロ超:30.0%(固定9,338ユーロ)
制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)			出所:同上 軽減税率:9%:本、医薬品、運賃、宿泊費、スポーツ・文化・レジャー関連、放送受信料、芸術、理髪料、修理費、著作権料等 (理髪料と修理費の軽減税率適用は2010年12月末まで) 13%:食品、飼料、飲料、たばこ(一部免税品目あり)
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:同上 日本フィンランド租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親	子間:10	出所:同上 日本フィンランド租税条約第10条 親子間要件:持株比率25%以上または議決権付株式を10% 以上保有していること
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	10		出所:同上 日本フィンランド租税条約第12条
× ★■	査 は 2回にわたって 実施。「29. 為替	レート!記載の(1)の調査項目け2	2010年10~11日 (2)の調査	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	(クローン)	##に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	922	658	10,300	出所: エンタープライズエストニアから聴取 基本給、残業代を含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,263	901	14,100	
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,964	2,115	33,100	同上
	4.営業職(月額)	1,804	1,288	20,150	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	448~537	320~383	5,000~6,000	同上
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	716~806	511 ~ 575	8,000~9,000	同上
	6.法定最低賃金	390/月	278/月	4,350/月	出所:官報2007年12月18日付 改定日:2008年1月 1日。2009年~2011年据え置き。
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		-		出所:エンタープライズエストニアへのヒアリング 業績に応じ最大1ヵ月分程度支給する企業、全社 員に一定額を支給する企業もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34.4% 被雇用者負担率:2.8% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:13% 年金:20% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険被雇用者負担分			出所:医療保険·年金:社会保障税法第10条第2項、雇用保険:社会省 2009年8月1日改正
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	20.5→13.9→△5.0			出所:統計庁
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	61~78	42~54	660~850	出所:タバサル・テクノパークへのヒアリング タバサル・テクノパーク 上下水道、電気、ガス架設料を含む
価·事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11	7.67		出所:同上 タバサル・テクノパーク 水道、電気、ガス料金などを含まず
3所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	15~29	11~20	168~318	出所:アルコヴァラへのヒアリング タリン市中心地区
を	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	551 ∼ 1,102	383 ~ 767	6,000 ~ 12,000	出所:同上 タリン市中心地区、コンドミニアム、3ベッドルーム 光熱費は含まず
	14.電話架設料	_	_	_	出所:エリオン 特殊な工事が必要とならない限り無料
	15.電話利用料	月額基本料: (a)11 (b)9.09 1分当たり通話料:	(a) 7.80 (b) 6.33 (a) 0.018		出所:同上 (a)法人ビジネスパッケージ (b)個人ホームパッケージ 別途、通話開始料0.488クローンが必要
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	(a) 0.026 (b) 0.013~0.032 2.27	(b) 0.009~0.022	(8/8/142 0.040	出所:同上 8.088クローン/分×3分+通話開始料0.488クローン
費		0.40	0.00	400	登録国割引契約の場合の通話料:18.144クローン
	17.携帯電話加入料 18.携帯電話基本通話料	9.18 月額基本料:5.51 1分当たり通話料:0.10~ 0.14	6.39 3.83 0.073~0.096	60	出所: EMT 出所: 同上 プレミアムパッケージ
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	初期契約料:165 月額基本料:110	115 77	1,800 1,200	出所:エリオン ビジネスインターネット 上り1Mbps、下り1Mbps

	米ドル	ユーロ	(クローン)	備考
20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:契約量に よって異なる 1kWh当たり料金:0.11	契約量によって異なる	契約量によって異なる	出所:エストニアエネルギー 業務用電気料金は契約量に応じ8段階
21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:契約量に よって異なる 1kWh当たり料金:0.14	契約量によって異なる 0.099		出所:同上 ホーム1という一番利用量が少なく電気暖房を使わない場合の料金体系 2010年1月1日~2月28日までの料金
22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:6.93~ 10	_ 4.82~7.11	_ 75.492∼111.3	出所:タリン水道 上水料金 下水の汚染度に応じて下水処理料金が異なる
23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:2.99	 2.08	_ 32.57	出所:同上 1m3当たり料金は上水18.00クローン、下水14.57クローンの合計
24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.47~ 0.48	_ 0.33~0.34	_ 5.12∼5.24	出所:エストニアガスへのヒアリング 年間使用量が1億m3以上の場合 重油価格、軽油価格、対米ドルレートを変数とする 料金公式によって算出 左記はは2010年1月時点で算出したおおよその平 均価格 天然ガス
25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.54~ 0.83	_ 0.38∼0.58	_ 5.88536∼9.00656	出所:同上(ウェブサイトより) 1m3当たり料金は年間使用量によって異なる 2009年10月改定 ガス税を含む 天然ガス
26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,500 (2)2,500 (3)3,800	(2)1,740	(2) 27,224	
27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.56	1.08	16.95	出所:スタットオイル 2010年1月15日
<u>28.軽油価格</u> (1リットル)	1.55	1.08		
29.為替レート		(2010年10月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
30.法人所得税 (表面税率%)	国税 : 21			出所: 所得税法 内部留保、利益再投資の場合は非課税。法人所得税は配当などで企業外に利益移転する場合にのみ課せられ、その年の利益(グロス)の21%。または利益(ネット)の21/79地方税: 0% その他公租公課: 0%
31.個人所得税 (最高税率%)		21		出所:同上 年収2万7,000クローン以下は控除
32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:付加価値税法 軽減税率あり 書籍・定期刊行物、医薬・衛生用品、身体障害者 用医療器具、宿泊料など:9%
33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0		出所:所得税法 日本との租税条約はない 市場金利を大幅に上回る場合:21%
34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		同上 2009年以降、配当送金への課税は撤廃。
35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		同上
	(kW当たり) 21.一般用電気料金 (kWh当たり) 22.業務用水道料金 (m3当たり) 23.一般用り) 23.一般用り) 24.業当たりり 24.業当たりり 25.一般用り) 25.一般用り) 26.ココナナナナー 27.レットルート 27.レットルート 27.レットルート 28.最前の形形を (1リットルート 29.為替レート 30.法面税(マルア・ストルート 30.法面税(マルア・ストルート 31.最高税(マルア・ストルート 32.は一般に (VAT) (表別に (XAT) (表別に (VAT) (AN) (AN) (AN) (AN) (AN) (AN) (AN) (AN	20.業務用電気料金 (kW当たり) 月額基本料: 契約量によって異なる (kW当たり) 月額基本料: 契約量によって異なる (kWh当たり料金: 0.14 月額基本料: 一 (m3当たり料金: 0.14 日 (m3当たり) 月額基本料: 一 (m3当たり料金: 0.99 日 (m3当たり) 月額基本料: 一 (m3当たり料金: 0.99 日 (m3当たり) 月額基本料: 一 (m3当たり料金: 0.99 日 (m3当たり) (24.業務用ガス料金 (m3当たり) (m3当たり料金: 0.047 にm3当たり) (25.一般用ガス料金 (m3当たり) (20.2500 (3)3,800 日 (1リットル)	20. 東務用電気料金 (kW当たり)	20.業務用電気料金

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨コルナ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	936	668		出所:チェコ日本商工会 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,562	1,115	27,338	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	4,161	2,970	72,847	同上
	4.営業職(月額)	1,938	1,383	33,921	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	892	637	15,615	出所:チェコ統計局 一般的な販売スタッフの2009年の平均賃金 基本給、残業代、賞与含む
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	958	684	16,772	出所:同上 一般的な接客スタッフの2009年の平均賃金 基本給、残業代、賞与含む
金	6.法定最低賃金	457/月	326/月	8,000/月	出所:労働·社会福祉省 改定日:2007年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		0.705ヵ月分		出所:チェコ日本商工会 2010年実績の平均値 一般的に給与の1~2ヵ月分相当が目安
		雇用者負担率:34% 被雇用者負担率:11%			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.2% 医療保険:9.0% 年金:21.5% その他:2.3%(疾病保険	:)	出所: チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁) 原典: 法律No. 585/2006 病欠保険法及び関連法 改正法、No.2/2009 所得税法及び関連法改正法、 No.592/1992 一般健康保険法、No. 48/1997 公共	
		被雇用者負担率の内訳 年金保険:6.5% 医療保険:4.5%	:		健康保険法
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		7.2%→8.3%→4.0%		出所:チェコ統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 133~266 (b) 66~80 (c) 22~60	(a) 93~185 (b) 46~56 (c) 15~42	(a) 2,400~4,800 (b) 1,200~1,440 (c) 396~1,080	(a) ホルスカー・ホレ四(ノルセーュ巾)工業団地 (b) まじこーン(まじこーンま)工業団地
地価・	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a) 7.76 (b) 4.43 (c) 5.17	(a) 5.4 (b) 3.08 (c) 3.6	(a) 140 (b) 80 (c) 93	同上 (a)、(c)はユ ー ロ建て
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 34~40 (b) 22~30	(a) 24.00~27.60 (b) 15.60~21.00	(a)622 ~ 716 (b)405 ~ 545	出所:コリアーズ・インターナショナル (Colliers International) (a)プラハ中心部 (b)プラハ郊外 ユーロ建て
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,729~3,657	1,203~2,545	31,200~66,000	出所:現地不動産検索会社(reality.cz、maxima.cz) WEBサイト プラハ6区(日本人学校の近く)の一戸建て(家具付き)、駐車場付き 100~450m2 光熱費含まず
	14.電話架設料	55	38	990	出所:テレフォニカO2
	15.電話利用料	月額基本料:33 1分当たり通話料:0.07	23 0.05		出所:同上 1分当たり通話料は固定電話向け 通話料が無料になる定額プラン(月額料金958.8コ ルナ)もある
通信費	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.53	1.07	27.69	出所:同上 「O2ビジネス」プラン 9.23コルナ/分
	17.携帯電話加入料	5.26	3.66	95	出所:同上
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:13~213 1分当たり通話料:0~ 0.23	9.02~148 0~0.16	234~3,840 0~4.20	出所:同上 契約形態による
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	42~59	29~41	750 ~ 1,059	出所:同上 ADSL下り8~16Mbps 月額

-				特に追記がない場合はVATを含む。	
		米ドル	ューロ	現地通貨 コルナ	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.01~486 1kWh当たり料金:0.10 ~0.30	2.10~338 0.07~0.21		出所:チェコ電力 環境税(1MWhあたり28.30コルナ)含む
料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.67~50 1kWh当たり料金:0.09 ~0.36	1.86~35 0.06~0.25	48.24~909.60 1.66~6.53	同上
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:3.13	_ 2.18		出所:プラハ水道局 上水道30.63コルナ+下水道25.88コルナ
料 金 ———	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:3.13	 2.18	 56.51	同上
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.13~23 1m3当たり料金:0.57~ 0.76	2.87~16 0.40~0.53	74.46~409.02 10.28~13.79	出所:プラハ・ガス 年間使用量が63MWh以下の場合 63MWhを超える場合は年額制で1m3当たり 9.42+2.09コルナ ガスの使用目的により1MWh当たり0~30.60コルナ の環境税が加算される 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.13~23 1m3当たり料金:0.57~ 0.76	2.87~16 0.40~0.53	74.46~409.02 10.28~13.79	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,989 (2)5,097 (3)6,316	(1)2,776 (2)3,547 (3)4,396	(2)92,000	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.69	1.18	30.53	出所:チェコ通信(CTK)発行「日刊ビジネス・ニュース」 2010年1月17日付全国平均価格(物品税含む) オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.61	1.12	29.02	同上 ディーゼル油
為替	29.為替レート		7.5053コルナ、1ユーロ= (2010年10月15日付け) 3.0499コルナ、1ユーロ= (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		19		出所: 所得税法改正法(法律第261/2007号) キャピタルゲイン、受取利子含む 受取配当金の税率は15%
	31.個人所得税 (最高税率%)		15	出所:所得税法改正法(法律第2/2009号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金の34%)を加算したもの 受取配当金含む	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:付加価値税法改正(法律362/2009) 軽減税率(食品、書籍、医薬品等):10%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:日本・チェコニ国間租税条約第11条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般:15、親子間:10		出所:日本・チェコニ国間租税条約第10条 親子間要件:6ヵ月以上、議決権付株式25%以上
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		出所:日本・チェコニ国間租税条約第12条 文化・芸術品の使用料は免税
	杏は2回にわたって実施。[29 為替		TE D 140010 F 10 11 D	(A) A = 本 古 口 (+ 00 1 C	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		<u> </u>	7- 5	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 佐老
		米ドル	ユーロ	フォリント	備考 ————————————————————————————————————
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	589 ~ 995	421 ~ 710	115,722 ~ 195,448	出所: 日系企業への聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、諸手当(昼食 券、交通費等)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,314~2,286	938~1,632	258,053~449,054	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,571~3,433	1,835 ~ 2,450	505,000~674,250	同上
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	588	420	115,457	出所:ハンガリー統計年鑑2009(Statistical Yearbook of Hungary, 2009) 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平 均賃金、基本給のみ
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	499	356	98,081	出所:同上 宿泊施設、食事提供サービスのマニュアルワー カーの平均賃金、基本給のみ
金	6.法定最低賃金	397/月	283/月	78,000/月	出所:地元会計事務所 改定日:2011年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	7	· 「ロス賃金の約1~2ヵ月タ		出所:地元会計事務所
		雇用者負担率:28.5% 被雇用者負担率:17.5%	ò		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:2% 年金:24% その他:(職業訓練基金:		出所: 同上 改定日: 2011年1月1日	
		被雇用者負担率の内訳 雇用保険:1.5% 医療保険:6% 年金:10%	:		
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		3.0%→7.0% →1.8 %		出所:ハンガリー統計年鑑2009(Statistical Yearbook of Hungary, 2009)
1114	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1)43~47 (2)32	, ,		出所:ハンガリー投資貿易促進公社(ITDH) (1)タタバーニャ・インダストリアルパーク (2)ソルノク ユーロ建て
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)土地:なし、建物: 8.98~11 (2)土地:3.23、建物:な し	(1)なし、6.25~7.5 (2)2.25、建なし	(1)なし、1,672~2,007 (2)602、なし	同上
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28.00	19.38	5,185.00	出所:IMMO Hungary Ltd. ECEビジネスセンター(ブダペスト市内) 別途、管理費:1,625フォリント/m2/月 ユーロ建て
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2299.00	1600.00	428,152.00	出所:Eurocenter Itd ブダペスト2区のアパート、125m2 駐車場、物置スペース付き 共益費、光熱水道費含まず
	14.電話架設料	16	11	2990	出所 : T-Home アナログ回線
	15.電話利用料	月額基本料:20~25 1分当たり通話料:0.05 ~0.08		3,650~4,680 10~15	出所:同上 通話料は契約形態によって異なる
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.93~2.65	1.34~1.84	360∼495	出所:同上 通話料は契約形態によって異なる 120フォリント/分~165フォリント/分
費	17.携帯電話加入料				出所:T-Mobile
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:12~47 1分当たり通話料:0.20 ~0.58		·	同上
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料:47	33		出所:T-Home 1年契約の場合 ADSL、下り最高5Mbps 加入料、モデムレンタル料なし

		-	-		特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ューロ	現地通貨 フォリント	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:19 1kWh当たり料金:0.26	13 0.18	3,552.5 48.19	
Ala. I	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.05 1kWh当たり料金: (a)0.25 (b)0.26	0.73 (a) 0.17 (b) 0.18	(a) 46.11 (b) 47.82	出所:同上 (a)使用量110kW以下/月 (b)使用量110kW超/月
道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a)6.58 (b)20 (c)39 1m3当たり料金:1.22	(a) 4.58 (b) 14 (c) 27 0.85	(b)3,641.7	出所:首都水道局 (a)使用量0~7.5m3以下/日 (b)使用量7.5超~15m3以下/日 (c)使用量15m3超/日
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.01 1m3当たり料金:1.22	0.70 0.85		出所:同上 別に下水利用料がかかる(340.25フォリント/m3)
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: (1)6.71 (2)11 (3)0.56 1m3当たり料金: (1)0.64 (2)0.55 (3)0.48	(1) 4.67 (2) 7.42 (3) 0.39 (1) 0.44 (2) 0.38 (3) 0.33	(3) 104.17 (1) 119.4	出所:ブダペストガス (1)使用量20m3未満/時 (2)使用量20m3以上~100m3以下/時 (3)使用量101m3以上~500m3未満/時 エネルギー税含む
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:6.71 1m3当たり料金:0.62	4.67 0.43		出所: 同上 エネルギー税含む
					出所:Yusen Air and Sea Service G. GmbH 工場名(都市名):ブダペスト 最寄り港:ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港:香港
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,861 (2)2,461 (3)5,964	(2) 1,713 (2)		(1)対日輸出:工場名(ブダペスト)→最寄り港(ハンブルク港)→横浜港内訳:輸送費2,633ドル、BRC184ドル、EMS44ドル(2)第3国輸出:工場名(ブダペスト)→最寄り港(ハンブルク港)→第3国仕向け港(香港)
輸 送 					内訳:輸送費2,233ドル、BRC184ドル、EMS44ドル (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→ 工場名(ブダペスト) 内訳:輸送費4,614ドル、BAF482ドル、CAF756ドル、CSF12ドル、アデン湾通行費82ドル、スエズ運河通行費18ドル 米ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.66	1.15	308.90	出所:ホールトンコイヤックWEBサイト オクタン価95
	28.軽油価格 (1リットル)	1.56	1.09	290.90	出所:同上 ディーゼル油
為替	29.為替レート(1ドル)		396フォリント、1ユーロ= (2010年10月15日付け) 237フォリント、1ユーロ= (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%) 国税:19				(2010年7月より5,000万フォリント以下は10%) 以下地方税 地方事業税:0~2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり最大900フォリント/年もしくは建 物市場価格の最大3% 土地保有税:1m2当たり最大200フォリント/年もしく は土地市場価格の最大3% 地域税:雇用者1人当たり最大2,000フォリント/年 キャピタルゲインと受取利子税: 0~3年:20% 3~5年:10% 5年以降:0%
税 制	31.個人所得税 (最高税率%)		16		改定日:2011年1月1日 個人所得税法(ACT CXXIII/2010)
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		25		付加価値税法(ACT CXXVII/2007) 軽減税率あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5%
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		日本・ハンガリー租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		日本・ハンガリー租税条約第10条
	35.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。「29.為替		10	22222	日本・ハンガリー租税条約第12条 工業的使用料: 10% 文化的使用料: 0%(免除)

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

				現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 【
		米ドル	그ㅡㅁ	ズロチ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	591 ∼ 1,288	422~ 919	1,650 ~ 3,597	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Fitter」、「Production Operator」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2010年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,325~1,969	946 ~ 1,406	3,700 ~ 5,500	出所:同上 職種:「Process Engineering Specialist」、「Pruduct Engeneer」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2010年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,357~4,056	1,682~2,895	6,581~11,327	出所:同上 職種:「Pruduction Manager」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2010年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
	4.営業職(月額)	1,176~1,683	840 ~ 1,201	3,285~4,700	出所:同上 職種:「Sales Representative」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2010年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
賃金	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	788∼1,089	562 ~ 777	2,200~3,040	出所:同上 職種:「Shop Assistant」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2010年春季・全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む
217	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	同上	同上	同上	同上
	6.法定最低賃金	496/月	354/月	1,386/月	改定日:2011年1月1日 出所:「最低賃金に関する政令」(2010年10月5日発表) ※2010年は1,317ズロチ/月(改定日:2010年1月1日、 「最低賃金に関する政令」2009年7月24日発表)。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相	当額を年1回支給する	ことが多い	給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率:13.719 雇用者負担率の内訳: 年金保険:9.76% 生活保護保険:4.50% 傷害保険:0.67~3.33% 失業保険(a):0.1% 失業保険(b):2.45% 被雇用者負担率の内訳 年金保険:9.76% 生活保護保険:1.50% 疾病保険:2.45% 健康保険:統与一社会	(業種によって異なる) :		出所:社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	9	.3%→10.3%→4.4%		出所:中央統計局(GUS)
——— 地 価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	37~72	26~50	105~202	出所:コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市中心部から10~25km VAT(22%)含まず ユーロ建て
• 事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.10~5.03(月額)	2.85~3.50	12~14(月額)	同上
務 所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	30~33(月額)	21~23	85~93(月額)	プルンヤプ中中心部 共量質さます ユーロ建て
賃 料 等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,423~3,557(月額)	990 ~ 2,476	額)	出所:同上 モコトゥフ(ワルシャワ市内)のアパート、92~140m2 光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉時に決 定 駐車場付き、管理費含まず
	14.電話架設料	130	91	366	正 駐車場内と、自任員占より 出所:ポーランドテレコム(TP) ISDN
	15.電話利用料	30 (a) 0.04 (b) 0.09 (c) 0.11~0.22	21 (a) 0.03 (b) 0.06 (c) 0.08~0.15	(a) 0.12 (b) 0.24	出所:同上 ISDN、Biznes150プラン 月額基本料は150分間の無料通話含む 1分当たり通話料:(a)市内、(b)市外、(c)携帯電話向け 携帯電話向けはキャリアによって料金が異なる このほか1通話あたり0.12ズロチの料金がかかる
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.37	0.95	3.84	出所:同上 ISDN、Biznes150プラン このほか1通話あたり0.12ズロチの料金がかかる
費	17.携帯電話加入料	130	91	366	出所:同上 ブランド:オレンジ(フランステレコム系) 法人向け
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:38 1分当たり通話料: (a)0.15 (b)0.26	(a)0.11 (b)0.18	106.75 (a) 0.43 (b) 0.73	田所: 同上 ブランド:オレンジ(フランステレコム系) 法人向け、Firm 250プラン 月額基本料は250分間の無料通話含む 1分当たり通話料: (a)固定電話向け、同キャリアと一部 の他キャリア携帯電話向け(b)他キャリア携帯電話向け
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	設置料:0.43 月額基本料:(a)65 (b)121	0.30 (a)45 (b)84	(a) 181.78	出所:同上 2年間継続使用プラン DSL、4Mbps(接続無制限) 月額基本料:(a)1~6ヵ月目 (b)7~24ヵ月目

		N/ 1 * 11		現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	ズロチ	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 7.80 1kWh当たり料金: 0.14	5.43 0.10		出所:RWE(ドイツ系電力会社) VAT(22%)含まず 低電圧、昼夜共通料金(C11) 契約によって料金体系が異なる
料 金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.40 1kWh当たり料金: 0.13	1.67 0.09	6.74 0.3733	出所:同上 VAT(22%)含まず 12カ月契約、年間500kWhまで 昼夜共通料金(G11) 契約によって料金体系が異なる
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.90 1m3当たり料金:1.17	1.32 0.82	5.35 3.30	出所:ワルシャワ市水道公社(MPWiK)
未汀	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.90 1m3当たり料金:1.17	1.32 0.82	5.35 3.30	出所:同上
ガス料	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:21 1m3当たり料金:0.42 供給サービス料:0.01 (1m3・1時間当たり)	14 0.29 0.01	1.1843	出所:マゾヴィエツキ・ガス VAT(22%)含まず 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5) 契約によって料金体系が異なる 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.11 1m3当たり料金:0.48	2.17 0.33		出所:同上 年間使用量:300m3超~1,200m3以下(W-2) 契約によって料金体系が異なる VAT(22%)含まず 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)7,910 (2)n.a. (3)5,600	(2) n.a.	(2) n.a.	出所:日本郵船(NYK)ポーランドより聴取 工場名(都市名):ワルシャワ 最寄り港:グディニャ港 (1)対日輸出:工場名(ワルシャワ)→最寄り港(グ ディニャ港)→東京港 海上運賃4,990ドル+サーチャージ420ドル+内陸輸 送2,500ドル ドル建て (2)第3国輸出:n.a. (3)対日輸入:東京港→最寄り港(グディニャ港)→ 工場名(ワルシャワ) 海上運賃2,700ドル+サーチャージ400ドル+内陸輸 送2,500ドル ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.56	1.09	4.39	出所:BLISKA 物品税(1リットルあたり1.565ズロチ)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.43	1.00	4.02	出所:同上 物品税(1リットルあたり1.180ズロチ)
為替	29.為替レート	((2)1米ドル=2.	7927ズロチ、1ユーロ= 2010年10月15日付け) 8111ズロチ、1ユーロ= (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		19		法人所得税法(19条)
	31.個人所得税 (最高税率%)		32	個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18% (556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,228ズロチ超の場合:基本税額1万 4,839.02ズロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32%	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23	付加価値(物品・サービス)税法 名称:付加価値税 標準税率:23% 軽減税率:8%、5%、0% ※2011年1月1日から3年間の時限立法。	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		日本との租税条約(官報1983年12号60項)第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		日本との租税条約(官報1983年12号60項)第10条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		日本との租税条約(官報1983年12号60項)第12条 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税
N	本け2回にわたって宝施 「20 为麸」	. == +1 = / = ==	7 P. C	(a) a == += = = = 1	

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	特に追記がない場合はVAIを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	855	610	出所:スロバキア統計局 2009年の賃金中央値に2010年第1及び第2四半期の名目 賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,049	749	出所:同上 2009年の賃金中央値に2010年第1及び第2四半期の名目 賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,733	1,237	出所:同上 2009年の賃金中央値に2010年第1及び第2四半期の名目 賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
賃	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	650	464	出所:スロバキア統計局 2009年の賃金中央値に2010年第1及び第2四半期の名目 賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	650	464	出所:同上 2009年の賃金中央値に2010年第1及び第2四半期の名目 賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む
	6.法定最低賃金	2.48/時 431.07/月		出所:スロバキア政府ウェブサイト 施行日:2010年1月1日~2010年12月31日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	-	支払い義務はない 賞与という概念はないが、クリスマス前に支払われる事例 あり
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:10.0% 年金:14.0% その他(病欠保険:1.40%、傷害 償基金:0.25%、事故保険:0.8%		出所:政令572/2009号 補償基金:倒産などで従業員への給与支払いが不能となった場合、従業員は同基金から補償を得る
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)	7.2%→8.1	%→3.0%	出所:スロバキア統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 29 (b) 51	(a) 20 (b) 35.64	出所 : (a) REMAX Slovakia、(b) FreeImmo (a) ズヴォレン市 (スロバキア中央部) 郊外 (b)トレンチン市 (スロバキア西部)
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	更地:(a)0.01、(b)0.37 上物付:(c)1.19、(d)5.57		出所:スロバキア投資庁(SARIO) (a) ルチェネツ (b) ヴラノフ・ナド・トプロウ (c) デトヴァ (d) トレビショフ
事務所賃料	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	14.00	9.50	出所:Real.sk(地元不動産紹介サイト) ブラチスラバ市中心部 光熱費含まず
(料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2155	1500	出所: Space reality(地元不動産会社) Stare Mesto(ブラチスラバ市旧市街)のアパート(新築、一部自前の内装が必要) 駐車場、エレベーター付き 130m2、3ベッドルーム 手数料、光熱費含まず
	14.電話架設料	57	39.46	出所:T-comスロバキア
	15.電話利用料	月額基本料:28 1分当たり通話料:0.11	19.71 0.075	出所:同上 1分当たり通話料は「ビジネス・アクティブ」料金モデル昼間 料金
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.69		出所: 同上 0.391ユーロ/分×3分
信費	17.携帯電話加入料	16	11	出所:オレンジ・スロバキア
^	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:11 1分当たり通話料:0.11	7.9 0.0763	出所:同上 月額基本料は週末の国内時間無制限通話を含む 1分当たり通話料は平日昼間(8~18時)料金
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:199 月額使用料(固定):57		出所:T-comスロバキア 月額使用料(フラットレート:上り最高3,584kbps、下り最高 256kbps)

		ポドル 現地通貨		
		N/1 / P	ユーロ	
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.19 1kWh当たり料金:0.14		出所: ヴィホドスロヴェンスカ・エネルゲティカ (Vychodoslovenska energetika) 産業用料金「EKO M(DMP8)」
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.20 1kWh当たり料金:0.11		出所:同上 一般家庭用料金「STANDARD MAXI(DD2)」
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:2.83		出所:ブラチスラバ水道会社(BVS) 上水0.9837ユーロ+下水0.9871ユーロ
料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:2.83	 1.9708	同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:37 1m3当たり料金:0.79	25.7278	出所:スロバキアガス(SPP) 年間使用量6,500m3以上の場合 天然ガス、1m3=10.55kWh
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:7.08 1m3当たり料金:0.64	4.9245 0.44521	出所:同上 年間使用量200~1,700m3の場合 天然ガス、1m3=10.55kWh
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,593 (2)2,928 (3)7,082	(2)2,038	出所:日系フォワーダー (1)対日輸出:ブラチスラバ→ハンブルク港(ドイツ)→横浜港 (陸上輸送費1,290ユーロ、海上輸送費1,211ユーロ) (2)第3国輸出:ブラチスラバ→ハンブルク港(ドイツ)→ニューヨーク港 (陸上輸送費1,290ユーロ、海上輸送費748ユーロ) (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港(ドイツ)→ブラチスラバ (陸上輸送費:2,400ユーロ、海上輸送費2,529ユーロ)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.73	1.21	出所:OMV給油所(ブラチスラバ市内、2010年2月5日)
	28.軽油価格 (1リットル)	1.49	1.04	同上
為替	29.為替レート	(1)1米ドル=0.7137ユーI (2)1米ドル=0.6960ユー		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の 通り。 (1): 賃金、(2): 地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水 道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	1	9	出所:財務省、単一税率(2004年1月より導入)
	31.個人所得税 (最高税率%)	1	9	出所:同上
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	2	0	出所:法令490/2010 改定日:2011年1月1日 軽減税率(10%)あり:医薬品、医療機器、書籍などに適用
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	1	0	出所:日本・スロバキア租税条約第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、	親子間:10	出所:日本・スロバキア租税条約第10条 親子間要件:持株比率25%以上、配当支払日まで6ヵ月以 上株式を保有
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)	1	0	出所:日本·スロバキア租税条約第12条 文化·芸術品のロイヤルティーは免税
∨ +≡	査は2回にわたって実施。「29.為替L		010年10~11日 (2)の調本項目	1,40010年1日15年4

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	 1.ワーカー(一般工職)(月額)	513 ~ 674	366~481	レイ 1,568~2,059	出所: 日系製造業4社の平均(企業の総負担額。但
	2.エンジニア(中堅技術者)			4,554~5,195	し、賞与、残業、食事券などは含まない)
	(月額) 3.中間管理職(課長クラス)	1,491~1,701	1,064~1,214		
	(月額)	3,029~3,607	2,162~2,575	· ·	
	4.営業職(月額) 5-1.店舗スタッフ(アパレル)	2,886~3,530	2,060~2,520	8,813~10,781	出所:日系企業(非製造業)5社の平均
	(月額)	n.a	n.a	n.a	該当資料なし
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a	n.a	n.a	該当資料なし
	6.法定最低賃金	公務員219 民間229	公務員157 民間164	公務員670 民間700	出所:政令2008年1,051号 公務員給与は2010年11月閣議決定により2011年1 月から600→670レイに引き上げられる。民間は 2010年12月20日に経営者側と労働者側が全国集 団労働契約に調印した。
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与1~1.5ヵ月相当		出所:2007年~2010年全国集団平均労働協約規定 定 「13ヵ月目の給与」という呼称で1ヵ月分の給与が支 給されたり、業績に応じて支給されたり、企業に よって異なる 賞与の別立てではなく、毎月の給与に含まれること もある
	8.社会保険負担率	被雇用者負担率:16.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:20.8%、25.8%、30 傷害保険:0.15~0.85% 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% 労働会議所手数料:0.25 被雇用者負担率の内訳 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5%	0.8%(職種によって異なる 5%または0.75%	3)	出所:法令2005年403号、法令2006年399号、緊急 法令2008年226号、法令2009年19号 年金の料率は職種によって異なる
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		22.6%→23.6%→8.4%	出所:統計局のデータから算出、グロス平均賃金	
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	43	30	123.00	出所:不動産・土地情報イモビリアーレ A1工業団地(イルフォフ県:県庁はブフテア、首都 ブカレストから北西に17キロ) ユーロ建て
地価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11.97	8.33	34.00	出所:同上 ハラ・ジウレシュティ(ブカレスト市内) ユーロ建て
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	22.00	15.00	62.00	出所:不動産;・土地情報インモ・ランド ウニリ地区(ブカレスト市内) 占有面積:600m2を換算
等 - - -	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3161.00	2200.00		出所:同上 プリマヴェリ地区(ブカレスト市内) マンション、155m2、4部屋、家具、エアコン、駐車場 付き ユーロ建て
	14.電話架設料			_	出所:ロムテレコム
	15.電話利用料	月額基本料:17 1分当たり通話料:0.01 ~0.23	11.90 0.01~0.16		出所:同上 ユーロ建て
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.81	1.26	5.18	出所:同上 0.42ユーロ/分×3分 ユーロ建て
費	17.携帯電話加入料	なし	_	-	出所:ボーダフォンから聴取
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.13 1分当たり通話料:0.06 ~0.19	3.57 0.04~0.13	14.67 0.16~0.53	出所:ボーダフォン 料金形態は契約によって異なる ユーロ建て
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料: 25.65 架設費: 68.39 加入料: 25.65	47.60	195.62	出所:ロムテレコム

		米ドル	ユーロ	現地通貨レイ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金:0.09 ~0.26	_ 0.06~0.18	_	出所:電力会社エレクトリカ 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)が加算
金金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.38 1kWh当たり料金:0.06 ~0.24	1.65 0.04~0.17	6.8 0.17~0.69	出所:同上 月額基本料は0.19レイ×使用日数(30日分)+VAT 別途、物品税(0.001ユーロ/kWh)が加算
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: ― 1m3当たり料金:0.07~ 0.25		_ 0.19 ~ 0.71	出所:水道会社アパノヴァ・ブカレストから聴取 地域によって料金は異なる 下水用料金の支払いは無し
金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:9.41	_ 13.52		出所:アパノヴァ・ブカレストのウェブサイト 上水道2.69レイ/m3、下水道0.60レイ/m3
ガス図	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1MWh当たり料金: 30.52~31.15	 21.24~21.68	– 87.30∼89.10	出所:電力規制局(ANRE) 政令2009年65号 大口契約者は個別契約 別途、物品税(業務用は0.17ユーロ/GJ)が加算 天然ガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1MWh当たり料金: 40.14	 27.94		出所:同上 政令2009年65号 別途、物品税(一般用は0.32ユーロ/GJ)が加算 天然ガス
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,250 (2)3,150 (3)6,150	(2)2,192	(2)9,010	(1)対日輸出:最寄り港(コンスタンツァ港)→横浜
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.40~1.66	0.97~1.16	3.99~4.76	出所:ペトロム 2010年1月23日時点
	28.軽油価格 (1リットル)	1.31~1.49	0.91~1.03	3.75 ~ 4.25	同上
為替	29.為替レート		′、1ユーロ=4.2788レイ(イ、1ユーロ=4.1096レイ)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		16		出所:立法審議会 法令2005年571号17条
	31.個人所得税 (最高税率%)		16	出所:同上 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス)	
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		24	出所:緊急政令2010年58号第44条:2010年7月1日に19%から24%に引き上げられた。 軽減税率は据え置き: 書籍、見本市入場料、医薬品など:9% 未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供 給品:5%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:税管理庁 日本との租税条約1976年213号第11条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所: 同上 日本との租税条約1976年213号第10条
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	工業的任	使用料は15、文化的使用	料は10	出所:同上 日本との租税条約1976年213号第12条
N/	▲ 国本け2回にわたって宝族 「20 为麸			(a) = ==================================	<u> </u>

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨レバ	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	413~828	295~591		出所:投資庁(外資系企業約50社に対するアンケート調査結果に基づき2010年8月に作成したもの)、社会保障を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	828~993	591 ~ 709	1,156~1,387	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	993~	709~	1,387~	同上
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	409	292	572	出所:統計局 2010年第2四半期のデータ。卸・小売業などの平 均。社会保障を含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	357	255		出所:同上
賃	6.法定最低賃金	172/月	123/月	240/月	出所:2009年1号、改定日2009年1月1日(2011年 にも適用)
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1ヵ月分相当か	「クリスマス前に支払われ	れることが多い	出所:投資庁ヒアリング 法的義務はなし。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.2% 被雇用者負担率:12.1% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.6% 疾病・妊娠保険:2.1% 年金:8.9%(1959年12月(1960年1月1日以降に生 健康保険:4.8% 追加社会保険:2.8%(1959年12月) 1960年1月1日以降に生 健康保険:4.8% 追加社会保険:0.7% 賃金補償基金:0.1%	31日以前に生まれた被 まれた被雇用者に対し	出所:社会保険法	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		19.5%→26.5%→11.6%		出所:統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	14~733	10~510	20~998	出所:不動産紹介WEBサイト「Indeximoti.bg」 ソフィア 価格は条件によって異なる ユーロ建て
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.51 ~ 9.34	1.75~6.50	3.42~13	同上
地価・事変	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	34~103	24~72	47 ~ 141	出所:同上 世界貿易センター・ソフィア 水道、光熱、清掃代などを含む ユーロ建て
務所賃料等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	718~2,155	500∼1,500	978~2,934	出所:地元不動産紹介WEBサイト「Indeximoti.bg」およびヒアリング ソフィア市中心部 アパート、100m2、駐車場付き 家賃前払い3ヵ月分 価格は条件によって異なる (参考)ソフィア市南部高級住宅地の新築一戸建 て、プール、2~3台分の駐車場付物件の賃借料は
	14.電話架設料	(a) 62 (b) 18	(a) 43 (b) 12	(a) 84	3,500~5,000ユーロ/月 出所: Vivacom (a)業務用 (b)家庭用
	15.電話利用料	月額基本料: (a)44.08 (b)10.15 1分当たり通話料:0.11	(a) 30.68 (b) 7.08 0.077	(a) 60.00 (b) 13.80	出所:同上 (a)業務用 (b)家庭用 1分当たり通話料:0.132レバ(通話1回当たり) +0.018レバ(1分当たり(ピーク時))
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.64	1.84		出所:同上 「国グループIII」の3分間通話料 1.20レバ/分
信費	17.携帯電話加入料	26	18	34.8	出所 : Mobiltel プラン名 : M−office
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:6.17 1分当たり通話料:(a) 0.09~(b)0.35	4.29 (a) 0.06~(b) 0.25		出所::Vivacom、Mobiltel プラン名:M-office (a) 同キャリア携帯電話向け、オフピーク時 (b) 固定電話、他キャリア携帯向け、ピーク時
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	月額使用料:26	18		出所:Vivacom 架設料:なし プラン名:VIVACOM NET BIZ 12 下り最高12Mbps 固定価格

備考 ectro-Bulgaria AD(本社所在地ソフィー は
た時間帯によって異なる 力供給契約を結んでおり従業員数50 売上高1,950万レバ未満の事業所の トワーク接続料、グリーン料金を含む
トワーク接続料、グリーン料金を含む
水道公社 物質の含有量(によって生じる下水及 金の相違)によって3段階に分けられる 欠料水は(1m3当たり1.104レバ、工業 、)
30レバ + 下水料金0.190レバ + 水処 、
プガス 料金は年間契約量、契約形態によっ 、年間100万m3超 、1万m3以下
ガリアフォワーダー(Messr Maersk)への聴取による 1ーロ建て、海上運賃はドル建て アルナ港 港:ニューヨーク港 :最寄り港(ヴァルナ港)→横浜港 出:最寄り港(ヴァルナ港)→第3国仕 ーヨーク港) :横浜港→最寄り港(ヴァルナ港)
日
い為替換算レート(インターバンクが異なる。左記の(1)、(2)のレートを適以下の通り。: 地価・事務所賃料等、通信費、電気・金、ガス料金、輸送
9年12月95/1号
去2009年12月99/15号、 日から一律10%
&2009年12月95/1号、海外において アーパッケージ料金に含まれる宿泊 み軽減税率(7%→11年4月から9% ♭定)が適用
税の条約」第11条(1991年8月9日発
法 :
)

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

	Ι	41.14		現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	ディナール	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	374	267	28,311	出所:求人サイト大手ベストジョブズ(BestJobs) 基本給のみ、ネット ユーロ建
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	558	398	42,201	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	807	576	61,074	同上
	4.営業職(月額)	691	493	52,274	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	405	289	30,643	出所:同上 基本給のみ、ネット 一般店舗スタッフの月額賃金 ユーロ建 アパレル、飲食等の個別データは無し
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃金	6.法定最低賃金	206/月	147/月	15,600/月	出所:社会経済協議会(政府、雇用者団体、労働組合三者による労使問題協議の委員会組織) 改定日:2010年4月14日 時給90ディナール×40時間×52週÷12月で算出
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	法律で定められていない	いが、慣例として給与の10	0~30%程度を支給する	
		雇用者負担率:17.9% 被雇用者負担率:17.9%	'n		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳 雇用保険:0.75% 医療保険:6.15% 年金・障害者保険:11.00	%	出所:強制社会保障法(2004年制定)第44条	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		27.9%→18.0%→8.5%		出所:統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	132	92	8,913.00	出所:セルビア投資輸出促進庁データベース Zemun(ベオグラード近郊)の工業団地、6,000m2の 価格より1m2当たり価格を算出 土地・家屋取得税5%を含む 1ヵ月分の保証金5,000ユーロの前払いを規定 VAT18%は賦課されず ユーロ建て
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7	4.87	472.00	出所:同上 Lapovo(ベオグラード近郊)の工業団地、660m2の価格より1m2当たり価格を算出
地価・事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23.00	15.93		出所:不動産会社NBGP PROPERTIES ノビ・ベオグラード、163.17m2の価格より1m2当たり 価格を算出 別途管理費:3.54ユーロ/m2・月が必要 駐車場料金:177ユーロ/台・月 貯蔵スペースの賃借料:51.99ユーロ/月 40人用会議室賃借料:41.3ユーロ/時 3カ月分賃料相当額の銀行保証もしくはデポジット支 払いが要求される 賃貸契約の最低期間は3年、それ以降の延長も可 能
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,958	2,059		出所:同上 ノビ・ベオグラードのアパート、129.27m2 フィットネスセンター付き 別途管理費:3.54ユーロ/m2・月が必要 駐車場料金:177ユーロ/台・月 3ヵ月分賃料相当額の銀行保証もしくはデポジット支 払いが要求される 賃貸契約の最低期間は3年、それ以降の延長も可 能
	14.電話架設料	個人:88 法人:175		5,900 11,800	出所:テレコム・セルビア
	15.電話利用料	月額基本料:3.41 1分当たり通話料 (個人):0.007 (法人):0.009	2.38 0.005 0.006	230.1	出所:同上 月額基本料は個人、法人とも同額
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	(個人):2.34 (法人):2.90	1.63 2.02	157.71 195.62	出所:同上
通	17.携帯電話加入料	-			出所:同上
通信費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料: 9.49 1分当たり通話料: 0.10 ~0.18	0.01 0.07 ~ 0.12	640 6.91~12.03	出所:テレノール(Telenor) 「Business Flexy 500」プラン 月間最低使用料金(税抜き)500ディナール、同通話 1回当たり1.9ディナール、同通話1分当たり3.5ディナール(別途贅沢税10%が賦課されるため合計税率は28%) 1分当たり通話料:テレノール内6.91ディナール、他社間12.03ディナール
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(個人):24 (法人):33		1,640.2 2,206.6	出所:セルビア・ブロードバンド(SBB) 「S packet」(最小容量契約)ADSL 個人、法人ともに上り256kbps、下り4,096kbps

		Mr. 1 * 11	7 6	現地通貨	特に追記かない場合はVAIを含む。
		米ドル	ユーロ	ディナール	備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.68 1kWh当たり料金:0.02~ 0.05	1.17 0.013~0.038	113.08 1.221~3.664	出所:セルビア電力公社 月額基本料には別途契約量1kW当たり468.51ディナールが 必要
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.68 1kWh当たり料金:0.03~ 0.10	1.17 0.018~0.072	113.08 1.742~6.967	出所:同上 月額基本料には別途契約量1kW当たり30.45ディナールが必要
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:1.34	 0.93	— 90.25	出所:ベオグラード市水道事業公社(Beogradski Vodovod i Kanalizacija) 上水料金(67.68ディナール)+下水料金(22.57ディナール)
料 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.62	_ 0.43		出所:同上 上水料金(33.51ディナール)+下水料金(8.38ディナール)
ガス料金	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:36 1m3当たり料金:0.45		2,394.80 30.50	出所:セルビアガス(Srbijagas) 月額基本料は年額を月額換算 天然ガス
料 金 ———	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.55 1m3当たり料金:0.47	2.47 0.33	239.48 31.97	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,293 (2)4,138 (3)4,520	(2)2,880	(1)154,613 (2)279,000 (3)304,769	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.57	1.09		出所 : 資源大手NIS (Naftna Industrija Srbije) オクタン価 95 2010年4月9日現在
	28.軽油価格 (1リットル)	1.54	1.07	103.80	出所:同上 EURODIESEL 2010年4月9日現在
為替	29.為替レート		5ディナール、1ユーロ=1 (2010年10月15日付け) 25ディナール、1ユーロ= (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値) が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通 り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道 料金、ガス料金、輸送"
	30.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:セルビア財務省 税務局 法人税法第39条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む
	31.個人所得税 (最高税率%)		15	出所:同上 個人所得税法第89条 共和国平均年収の3~6倍の場合10%、 6倍以上の場合は、6倍以上の部分に対して15%	
税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:同上 付加価値税税法第23条 医療品、食料、天然ガス、飲料水等は軽減税率(8%)
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所:同上 法人税法第40条 日本との租税条約はない
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		20		同上
	35.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)		20		同上
>*/ - - ==	立誌代(取高代学70) 査は2回にわたって実施。「29.為替し		5日(+2010年10~11日)	(2) の調本項目は2010年	1919年

7 7	´ナ♪(調 耸 郁巾: サクレノ) T		1		特に追記がない場合はVATを含む。		
		米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考		
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	918	655	4,802	出所:統計局 2010年上半期平均額をもとに算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)を含む		
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,446	1,032	7,561	同上		
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,065	1,474	10,801	同上		
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.			
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	898	641	4,699	出所:統計局 2010年上半期平均額をもとに算出 サービス職、店舗従事者、マーケットセールス従事 者の平均賃金		
_	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	898	641	4,699	同上		
賃 金	6.法定最低賃金	538/月	384/月	2,814/月	出所:最低賃金法 左記は2011年5月31日まで適用		
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		-		賞与の概念は一般的ではないが、13ヵ月目の給与 としてクリスマス時期に支給される場合あり		
		雇用者負担率:17.2% 被雇用者負担率:20%					
	8.社会保険負担率	雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.7% 医療保険:15% その他(傷害保険):0.59	%		出所: 社会負担法 傷害保険は職業に起因する傷病治療負担を担保 するもの		
		被雇用者負担率の内訳 年金:20%	:				
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		6.2%→7.1%→2.2%		出所:クロアチア統計局		
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 216 (b) 431	(a) 150 (b) 300	(a) 1,094 (b) 2,187	出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (a)Sesvete工業団地、6,500m2の価格より1m2当たり価格を算出 (b)Jankomir工業団地、1,500m2の価格より1m2当たり価格を算出 別途手数料が必要 VATは賦課されない		
地価・事務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a) 7.07 (b) 12	(a) 4.92 (b) 8.61	(a) 36 (b) 63	出所:同上 (a) kod Velike Gorice地区、750m2の価格より1m2 当たり価格を算出 (b) Zitnjak地区、1,250m2の価格より1m2当たり価格を算出 別途手数料が必要		
事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 14 (b) 26	(a) 10 (b) 18	(a) 73 (b) 131	出所:同上 (a) Centar-Frankopanska地区、150m2(5部屋)の 価格より1m2当たり価格を算出 (b) Centar-Smiciklasova地区、600m2(2フロア)の 価格より1m2当たり価格を算出 別途手数料が必要 VAT(23%)含まず		
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	(a) 862 (b) 1,724 (c) 3,161	(a) 600 (b) 1,200 (c) 2,200	(a) 4,374 (b) 8,748 (c) 16,038	出所:同上 (a)Bukovac-Mogilska地区、60m2、駐車場付き (b)Britanski Trg-Arnoldova地区、110m2 (c)Centar-Baboniceva地区、112m2、駐車場付き 別途手数料が必要 VATは賦課されない		
	14.電話架設料	121	84	615	出所:T-comクロアチア		
	15.電話利用料	月額基本料:17 1分当たり通話料:0.06	12 0.04	86.10 0.28	出所:同上 通話料はT-comクロアチア加入者同士間通話 日曜日以外の7~19時の料金		
通信		5.09	3.54		出所:同上		
費	17.携帯電話加入料	0	0		出所:Tモバイル・クロアチア		
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:30 1分当たり通話料:0.22	21 0.15	150 1.10	出所:同上 「Flex150」 無料通話150分含む		
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:109 月額使用料(固定):45	76 31	553.50	出所:同上 ADSL 上り256kbps、下り4,000kbps		
	1		<u> </u>		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

		米ドル	ユーロ	現地通貨	<u>特に追記がない場合はVATを含む。</u> 備考
-		ホトル		クナ	
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:26 1kWh当たり料金:0.15	18 0.10		出所:クロアチア電力(HEP) 「中電圧ホワイトプラン」
料 金 ———	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.88 1kWh当たり料金:0.17	2.70 0.12		出所:同上 「低電圧ブループラン」
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 5.53	 3.85		出所:水供給・下水処理会社ヴォドオプスクルバ・イ・オデュヴォジュニャ(Vodoopskrba I odvodnja)
料 金 	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:2.21	_ 1.54	_ 11.22	同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.59	 0.41	3.009	出所:ザグレブ市ガス供給会社 天然ガス
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.58	_ 0.40	 2.921	同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,830 (2)2,570 (3)4,520	(1)1,970 (2)1,789 (3)3,146	(2) 13,040	出所: Transagent Rijeka 工場所在地(都市名): ザグレブ 最寄港: リエカ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: ザグレブ→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出: ザグレブ→リエカ港→ニューヨーク 港 (3)対日輸入: 横浜港→リエカ港→ザグレブ
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.55	1.08	7.85	出所:INA Super95 2010年1月29日の価格
	28.軽油価格 (1リットル)	1.42	0.99	7.22	出所:同上 ディーゼル
為替	29.為替レート		-、1ユーロ=7.3288クナ(-、1ユーロ=7.2902クナ)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		20	出所:財務省、国税庁 利益税法、所得税法	
	31.個人所得税 (最高税率%)		40	出所:同上 所得税法 3段階(12%、25%、40%)の累進課税	
税 	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23	出所:同上 付加価値税法 軽減税率あり パン、ミルク、医薬品、書籍など:0% ホテル宿泊及び食事提供:10%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		15	出所:同上 日本との租税条約はない 利益税法	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		同上
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		15		同上

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	特に追記かない場合はVAIを含む。 備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,320 ~2,824	942~2,015		出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.1 2010 保守工 基本給
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,814~4,123	1,295~2,943	55,000~125,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.1 2010 主任給電技師 基本給
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	4,288~17,154	3,061~12,242	130,000~520,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.1 2010 部長(総務担当) 基本給
	4.営業職(月額)	1,155~3,959	824 ~ 2,825	35,000~120,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey ReportNo.1 2010 営業職 基本給
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	924~2,969	659 ~ 2,119	28,000~90,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.1 2010 販促員 基本給
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	673 ~ 1,748	480∼1,248	20,400~53,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.1 2010 給仕・調理補助員 基本給
金	6.法定最低賃金	343/月	245/月	10,400/月	出所:2010年11月30日付モスクワ市決定第 1042-PP号 2011年9月1日から10,900ルーブル/月に引き上げ
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(a) 3,959~12,802 (b) 3,563~9,896 (c) 17,813~43,544 (d) 1,979~19,793 (e) 3,167~15,834 (f) 554~3,563			(b) 主任稻竜技師 (c) 部長(総務担当) (d) 営業職 (e) 販促員 (f) 給仕·調理補助員
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34.2〜42 被雇用者負担率:なし 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:34.0% 労災保険:0.2〜8.5%(業	.5% 種の危険度によって異な	出所: 2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 2009年11月28日付連邦法第297-FZ号 2009年7月24日付連邦法212-FZ号 2010年11月27日付連邦政府決定第933号 社会保険料を算出する上限額は年収463,000 ルーブル	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		31.3%→29.3%→9.2%		出所:連邦国家統計局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)24~47 (b)41~59 (c)118~177		(a)719∼1,436 (b)1,257∼1,796 (c)3,591∼5,387	
地 地	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)118 (b)136	(a) 85 (b) 97		出所:同上 (a)モスクワ環状自動車道から22km (b)同24km 米ドル建て
価・事務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	802 ~ 1,062	575 ∼ 761	24,418~32,318	出所:欧州ビジネス協会(AEB)「Real Estate Monitor」2009年第4四半期 サドーヴォエ環状道内のクラスA物件 共益費含まず 米ドル建て セイフティ・デポジットとして家賃1~3ヵ月分が求められる場合がある
Ψ	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,000~6,000	1,433~4,300	60,862 ~ 182,587	出所:同上 サドーヴォエ環状道内のアパートメント、2寝室、 120m2 米ドル建て セイフティ・デポジットとして家賃1ヵ月分、不動産 会社への仲介手数料として家賃1ヵ月分が求め られる場合がある VAT、諸経費については契約条件によって異な る
	14.電話架設料	251	180	7,646	法人问げ 電話線架設か無い場合
	15.電話利用料	月額基本料:20 1分当たり通話料:0	15 0		出所:同上 法人向け 市内通話
, ;æ	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.42	3.17	135	アンア2地区料金 平日8時~20時
通信費	17.携帯電話加入料	なし	なし	なし	出所:MTS 料金プラン「Biznes Seti(ダイレクト)」
貸 	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:30 1分当たり通話料:0.16	21 0.11		出所:同上 料金プラン「Biznes Seti(ダイレクト)」 市内通話
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:なし 月額基本料:205	なし 147	なし 6,230	出所:コムスター・ダイレクト 料金プラン「Biznes10」 ADSL、下り回線速度:6Mbps 10GB分トラフィックを含む 超過分は0.8ルーブル/MB(0.03ドル)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	特に追記がない場合はVATを含む。 構考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.04 ~0.18	_ 0.03~0.13	_ 1.23 ~ 5.4	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧および時間帯によって異 なる
料金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.02 ~0.11	0.01~0.08	_ 0.61∼3.45	出所:同上 1kWh当たり料金は時間帯および電気・ガスオーブ ン備え付けの有無によって異なる
水	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.86	_ 0.61		出所:モスクワ市水道事業公社「モスヴォドカナ ル」
道	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金 給水:0.65 給湯:2.46	— 0.47 1.76	— 20 75	出所:モスクワ市エネルギー委員会 左記はメーターありの場合 メーターなしの場合の1m3当たり料金は、 給水:138ルーブル、給湯:444ルーブル
Ž	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.1	_ 0.07	_ 3.14	出所:連邦公共料金局
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.62	_ 0.4	 19	出所:モスクワ市エネルギー委員会
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,000 (2)1,800 (3)5,000	(a) 2,867 (b) 1,290 (c) 3,583	(1)121,725 (2) 54,776	(1)対日輸出:最寄り港(サンクトペテルブルク港)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:0.82 オクタン価92:0.72	0.59 0.52		出所:TNK-BP 2010年1月29日付
	28.軽油価格 (1リットル)	0.65	0.47	19.79	同上
為替	29.為替レート		145ルーブル、1ユーロ= 312ルーブル、1ユーロ=	42 4627 II.—→ II.	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		20 連邦税 : 2 地方税 : 18		出所:国税基本法第250条、同第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対象 になるが場合により税率は異なる
	31.個人所得税 (最高税率%)		13	国税基本法第224条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む	
1 11	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物等は10%	
制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約)第8条	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約)第7条
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		10		日口租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約)第9条

	T				特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	913	651		出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,571	1,121	47,630	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	2,432	1,736	73,721	同上
	4.営業職(月額)	1,322	943	40,065	出所:同上 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む 平均基本給23,083ルーブルに歩合給を加えたもの の平均
賃	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	716	511	21,698	出所:同上 フロア管理者、アシスタント、レジ係など 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
金	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	716	511	21,698	出所:同上 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	6.法定最低賃金	227/月	162/月	6,890/月	出所: 2010年4月22付地域間合意書第213/10s号 「サンクトペテルブルク市の2010年の最低賃金に ついて」
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34.2~42 被雇用者負担率:なし 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:34.0% 労災保険:0.2~8.5%(業		出所: 2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 2009年11月28日付連邦法第297-FZ号 2009年7月24日付連邦法212-FZ号 2010年11月27日付連邦政府決定第933号 社会保険料を算出する上限額は年収463,000ルーブル	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		34.7%→28.0%→6.3%	出所: サンクトペテルブルク市・レニングラード州国 家統計局	
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 89 (b) 118 (c) 148	(a) 63 (b) 85 (c) 106	(b) 3,591	出所: 不動産会社ピーテルランド 米ドル建て (a) ヴォルホンスコエ街道(サンクトペテルブルク市 南西地域) (b) シャフィロフスキ(サンクトペテルブルク市北東 地域、サンクトペテルブルク環状自動車道路から 2km) (c) ルィバツコエ(サンクトペテルブルク市南東地 域)
· 事 務	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	24/
務所賃料等	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	81	58	2,450	出所:不動産会社ツァン 市中心部 平均価格、ルーブル建て 管理費含む
ग	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	5,422	3,886	165,000	出所:同上 市中心部のアパートメント、100〜150m2 平均価格 管理費含む セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産会社への仲 介手数料1ヵ月分が必要
	14.電話架設料	136	97		出所:ノースウエストテレコム 法人向け 電話線架設が無い場合
	15.電話利用料	月額基本料:7.16 1分当たり通話料:0.01	5.13 0.01	218 0.42	出所:同上 法人向け 市内通話
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.12	2.24	95	出所:ロステレコム アジア2地区料金
通信	17.携帯電話加入料	なし	なし		出所:MTC 料金プラン「マキシプラス」
費	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:5.91 1分当たり通話料:0.1	4.24 0.07	180	出所:同上 料金プラン「マキシプラス」 市内、市外通話ともに1分当たり3ルーブル
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:116 月額基本料:124	83 89	3,540 3,776	出所:ノースウエストテレコム 料金プラン「アリヤンスプロ」 ADSL 下り回線速度 2Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	特に追記がない場合はVAIを含む。 備考
電気	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.07 ~0.08	 0.05~0.06	_ 2.17 ~ 2.37	出所:連邦公共料金局 1kWh当たり料金は電圧および時間帯によって異 なる
料	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:一 1kWh当たり料金:0.02 ~0.05			出所: サンクトペテルブルク市公共料金委員会 ガス、電気完備の場合は一律1.45ルーブル
水道料金	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.11	_ 0.08	 3.47	出所:同上
料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.62	_ 0.45	 19	出所:同上 (給湯)1ギガカロリー当たり料金:1,099ルーブル (36ドル、26ユーロ)
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.1	_ 0.07		出所:連邦公共料金局
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:一 1m3当たり料金:0.11	_ 0.08	_ 3.31	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	n.a.	n.a.	n.a.	
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:0.8 オクタン価92:0.69	0.58 0.5	24.47 21.03	出所:石油関連情報会社「Au92」 2010年1月13日付サンクトペテルブルクにおけるガ ソリンスタンドの小売平均価格
	28.軽油価格 (1リットル)	0.64	0.46	19.42	同上
為替	29.為替レート		145ルーブル、1ユーロ= 312ルーブル、1ユーロ=	42.4752ルーブル 42.4627リーブリ	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		20 連邦税 : 2 地方税 : 18		出所:国税基本法第250条、同第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対象 になるが場合により税率は異なる
	31.個人所得税 (最高税率%)	13			出所:国税基本法第224条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所: 国税基本法第164条 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物は10%
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日口租税条約(所得に対する租税に関する 二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト 社会主義共和国連邦政府との間の条約)第8条
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 日口租税条約(所得に対する租税に関する 二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト 社会主義共和国連邦政府との間の条約)第7条
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%) 査は2回にわたって実施。「29.為替」		10		出所: 日口租税条約(所得に対する租税に関する 二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト 社会主義共和国連邦政府との間の条約)第9条

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
	 1.ワーカー(一般工職)(月額)	420~683	300~487	フリブニャ 3,338~5,428	出所:Konyaeva & Partners "Salary and Benfits Survey", March 2010
	2.エンジニア(中堅技術者)	650~735	464~525	5,166 ~ 5,841	技術工 元データは米ドル建て出所:同上
	(月額) 3.中間管理職(課長クラス)	1,250~3,999	892~2.854	9.934~31.780	出所:同上
	(月額) 4.営業職(月額)	238~1,095	,	1,891~8,702	大事部長 元ナーダは木トル建 C 出所:同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)	188~915	134~653	1,494~7,272	出所:同上
	(月額) 	814~1,160	581~828	6,469~9,218	財売員 元ナーダは木トル建て 出所:同上
	6.法定最低賃金	116/月	83/月	922/月	販売店・レストラン店長 元データは米ドル建て 2010年4月27日付ウクライナ法第2154-VI号 改定日:2010年12月1日
賃金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(1) 1,216~1,795 (2) 2,600~2,855 (3) 3,237~11,630 (4) n.a. (5-1) 18~114 (5-2) 97~141	(1) 861~1,281 (2) 1,856~2,038 (3) 2,310~7,587 (4) n.a. (5-1) 13~81 (5-2) 69~101	(1) 9,664~14,265 (2) 20,662~22,689 (3) 25,724~92,424 (4) n.a. (5-1) 143~906 (5-2) 771~1,121	出所: 1.に同じ (1) 技術工、(2) 生産エンジニア、(3) 人事部長、 (4) 営業職、(5-1) 販売員、(5-2) 販売店・レストラ
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:36.76~4 被雇用者負担率:3.1~3 雇用者負担率の内訳: 失業保険:1.6% 社会保障基金:1.4% 年金基金:33.2% 労災保険:0.56~13.5% 被雇用者負担率の内訳 失業保険:0.6% 社会保障基金:0.5~1% 年金基金:2%	.6%	出所:2001年2月22日付ウクライナ法第2272ーIII 号 2007年12月28日付ウクライナ法第107-VI号 2008年12月25日付ウクライナ法第799-VI号 2009年1月13日付ウクライナ法第2213-14号 労災保険(雇用者負担)は業種の危険度、社会 保障基金の被雇用者負担分は賃金水準によっ て異なる	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		33.0%→33.7%→2.8%		出所:ウクライナ国家統計委員会
地価	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	12~60	9~43	96~480	出所:ナイトフランク キエフ州ブロバリ市周辺 用地のみ 米ドル建て
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
事務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	30~42	21~30	240~336	出所:ナイトフランク 市内中心部のA~B+クラス物件 米ドル建て
料等	13.駐在員用住宅借上料(月額)	6,500	4,643	52,008	出所:同上 市内中心部のアパートメント、3部屋、130m2 家具、駐車場付き 米ドル建て
	14.電話架設料	108	77	864	出所:ウクルテレコム 新規加入時の法人向け価格
	15.電話利用料	月額基本料:3.55 1分当たり通話料:0.007	2.54 0.005	28.4 0.054	出所:同上 月額基本料は通話時間1時間以上の場合 1分当たり通話料は市内通話、201~840分の場合 200分までは無料 841分以上の場合:0.038フリブニャ(0.005ドル)/ 分
\ <u>*</u>	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.44~1.8	1.03~1.29	12~14	出所:同上 曜日、時間帯によって異なる 米ドル建て
通信費	17.携帯電話加入料	25	18	199	出所:MTSウクライナ 料金プラン「スーパーMTSビジネス100」 同一企業内500分、MTSネットワーク内500分の 無料通話分を含む
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:0 1分当たり通話料:0.09	0 0.06		出所:同上 料金プラン「スーパーMTSビジネス100」 1分当たり通話料は最初の1分間の価格 それ以降は0.5フリブニャ(0.06ドル)/分
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:8.62 月額基本料:29	6.16 21		出所:ボリャ 料金プラン「Speed Unlimited」 月額基本料に70GB分含む 超過分は1MB当たり0.01フリブニャ(0.001ドル)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	特に追記がない場合はVAIを含む。 備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 一 1kWh当たり料金:0.07 ~0.09	_ 0.05~0.06		出所:キエフエネルゴ 1kWh当たり料金は電圧によって異なる
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 一 1kWh当たり料金: 0.03	 0.02	— 0.2436	出所:同上
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.72	 0.52		出所:キエフボドカナル 上下水込み
料 金 ———————————————————————————————————	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1人当たり月額:1.97	_ 1.41		出所:同上 上下水込み、冷水および温水の供給
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金:0.33	 0.23		出所:キエフガス
料	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 一 1m3当たり料金:0.06~ 0.22	_ 0.04~0.16	 0.4836~1.7904	出所:同上 ガスメーター付きの家庭の場合 1m3当たり料金は年間消費量によって異なる
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,050 (2)1,600 (3)4,200	(2)1,143	(2)12,802	出所:アストラ・ウクライナ 工場名(都市名):キエフ 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:イスタンブール港(トルコ) (1)キエフ→オデッサ港→横浜港 (2)キエフ→オデッサ港→イスタンブール港(トルコ) (3)横浜港→オデッサ港→キエフ 米ドル建て
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価95:1.00 オクタン価92:0.94			出所:ルクオイル 2010年2月1日付
	28.軽油価格 (1リットル)	0.87	0.62	6.95	同上
為替	29.為替レート	(1) 1米ドル=7.9470フリフ (2) 1米ドル=8.0012フリフ			調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		25		出所:1994年12月28日付ウクライナ法第334/94- VR号 2010年12月2日付第2755-VI号国税基本法 2011年4月1日以降23%
	31.個人所得税 (最高税率%)		15	出所:2010年12月2日付第2755-VI号国税基本 法 最低賃金の10倍超の月収の場合17%	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:2010年12月2日付第2755-VI号国税基本 法	
税制	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条日ソ租税条約を承継	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15	出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条日ソ租税条約を承継	
	35.日本へのロイヤルティー送金 課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条日ソ租税条約を承継

		米ドル	ユーロ	現地通貨	特に追記がない場合はVATを含む。 備考
		-1		スム	日系製造業の進出はほとんどないため、外国の合
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	314~373	224~266	510,000~605,000	弁繊維工場の実勢支払いベースを当該企業にヒア リング
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	554	396	900,000	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	684	488	1,110,000	同上
	4.営業職(月額)	139プラス成約額の10 ~15%	99プラス成約額の10~ 15%	225,000プラス成約額の 10~15%	現地進出企業に対するヒアリング
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	139プラス売上の3%プ ラス昼食手当て37	99プラス売上の3%プラ ス昼食手当て26	60,000	地場資本の中級ショップの店員にヒアリング
	 5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	277プラスサービス料と して伝票ごとの売上の 10~20%	198プラスサービス料と して伝票ごとの売上の 10~20%		地場資本の中級レストランの店員にヒアリング
	6.法定最低賃金	28	20	45,215	出所:大統領令UP-4224(2010年7月9日付) 改定日:2010年12月2日
賃金	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	n.a	n.a	n.a	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 統一社会保険料として名 予算外企業年金として紹 予算外学校教育基金と 被雇用者負担率:5% 年金基金として名目月客 年金積立制度として同1	総売上高の1.5% して総売上高の0.5% 頁賃金の4%	出所:大統領令PP-1245(2009年12月22日付)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		45%→ 44%→ 37%	出所: 大統領令UP-3889(2007年7月10日付)、UP-3931 (同年10月23日付) 大統領令UP-3972(2008年3月5日付)、UP-4014 (同年7月21日付)、UP-4042(同年10月22日付) 大統領令UP-4119(2009年7月8日付)、UP-4152 (同年11月16日付) 大統領令UP-4224(2010年7月9日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の 上昇率を記載	
地価・事務所賃	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	化か認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていないまた、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が
賃料等	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	<u>条件</u> 同上
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	29	20	44,441	出所:インターナショナル・ビジネス・センター 階、面積、場所によって変動 共益費を含む 米ドルまたは現地通貨払い
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000∼5,000	2,048~3,413	米ドル建て	出所:不動産業者 市内中心部 一戸建て、5~6部屋、200~400m2 慣例として付加価値税20%含む 3ヵ月前払い、米ドル払い
	14.電話架設料	120	82	182,884	出所:ブストン 新規加入時の価格 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	15.電話利用料	月額基本料:なし 1分当たり通話料: 0.004	なし 0.003	 	出所:同上 市内通話 米ドル建て
通	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.89	2.66	5,928	出所:同上 アジアII地区料金 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
信 費	17.携帯電話加入料	加入料:なし デポジット最低額:3.00	なし 2.05	4し	出所: ユニテル 料金プラン「Prostye veshchi Bonus」 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でスム払い
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:なし 1分当たり通話料:0.02 ~0.03	001~00/	なし 30~46	
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:なし 月額基本料:600	なし 410		出所:ブズトン 月額基本料は5GBまでの料金 5GBを超える場合:0.12ドル(183スム)/MB 米ドル 建て 中央銀行公定レート換算でスム払い

	T				特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ューロ	現地通貨 スム	備考
	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.04	なし 0.03		出所:ウズベクエネルゴ 750kVA以上利用の場合
	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.04	なし 0.03	なし	出所:同上 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 電気コンロ常設の家庭は32.40スム
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.15	なし 0.10	225.84	出所:スヴソス 上下水込み
料	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.06	なし 0.04	なし 90.10	出所:同上 付加価値税賦課の対象外 上下水込み 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付)
	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.05	なし 0.04		出所:ウズトランスガス 天然ガス
	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.03	なし 0.02		出所:同上 付加価値税賦課の対象外 国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 天然ガス
	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 5,500 (2) 4,100 (3) 6,500	(1)3,754 (2)2,799 (3)4,437		出所: Militzer&Munch 内訳: (1)タシケント→ボストチヌィ港(ロシア)2,500ドル、 ボストチヌィ港→横浜港3,000ドル 日数30~45日 (2)タシケント→ノボロシスク港(ロシア)2,300ドル、 ノボロシスク港→アントワープ港(ベルギー)1,800 ドル 日数20~25日 (3)横浜港→ボストチヌィ港3,800ドル、ボストチヌィ 港→タシケント2,700ドル 日数30~45日
輸送					商品によって警備代300ドルが加算 米ドル払い (1)対日輸出:最寄港(ボストチヌィ港(ロシア))→ 横浜港 (2)第3国輸出:最寄港(ノボロシスク港(ロシア)) →第3国仕向け港(アントワープ港(ベルギー)) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(ボストチヌィ港(ロシア))
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価80:0.70 オクタン価91:0.77	0.48 0.53	1,065 1,175	出所:市内ガソリンスタンド 付加価値税およびガソリン使用税(1リットル当り 145スム)を含む
	28.軽油価格 (1リットル)	0.73	0.49	1,105	同上
為 替	29.為替レート		1,623.25スム、1ユーロ= 1,524.03スム、1ユーロ=	2,274.42ヘム 9,999,70フ /.	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:9		出所:大統領令PP-1245(2009年12月22日付)
税	31.個人所得税 (最高税率%)		22%		出所:同上 法定最低賃金の6倍以下の場合:11% 同6倍を超え10倍以下の場合:11%(法定最低賃 金の6倍以下の部分)+17%(同6倍を超える部分) 同10倍を超える場合:17%(法定最低賃金の10倍 以下の部分)+22%(同10倍を超える部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部 (年金積立基金分の1%)が含まれる。
14.3	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20%			出所:同上
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0		出所:国税基本法ZRU-136(2007年12月25日付) 非居住者の利益に対する課税率は10%
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	45555	0		出所:同上
	35.日本へのロイヤルティ一送金課税(最高税率%)		0		出所:同上 ロイヤリティに対する課税率は20%

^{**} ※本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

				TRILLYX化	特に追記かない場合はVATを含む。
		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	395~712	282~508	58,300 ~ 105,000	日系進出製造業はほとんどないため、複数の外 資系企業に対して実勢支払いベースをヒアリン グ
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	809~1,492	578 ∼ 1,064	119,400~220,000	同上
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	842 ~ 1,485	601 ~ 1,060	124,170~219,000	同上
	4.営業職(月額)	407~842	290~601	60,000~124,150	同上
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	441∼759	315~542	65,000~112,000	複数店舗に対して実勢支払いベースでヒアリン グ
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	339~407	242~290	50,000~60,000	同上
賃金	6.法定最低賃金	101	72	14,952	出所:共和国法第219-IV号「2010年-2012年共 和国予算について」(2009年12月7日付)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a	n.a	n.a	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.04~2 被雇用者負担率:(年金: 雇用者負担率の内訳 社会保険料:11% 失業保険:5% 医療保険:0.04~9.99%		出所: 共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法405号「社会義務保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第446-II号「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-I号「年金保障法」(1997年6月20日付)	
	9.名目賃金上昇率 (2007年→2008年→2009年)		31.7%→15.7%→2.8%	出所:アルマトイ市統計局	
	 10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	60	43	8,893	出所:工業ロジスティクスセンター「ダム」 中央銀行レート換算でテンゲ払い 付加価値税免除 米ドル建て
地価	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	10	7.15	1,482	同上
· 事 務 所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16.8~50.4	12~36	2,490~7,470	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心地 契約締結時の中央銀行レート換算でテンゲ払い 共益費含まず 米ドル建て
賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	4,000~12,000	2,862 ~ 8,585	592,840 ~ 1,778,520	出所:同上 アルマトイ中心高級住宅地 一戸建て、200~800m2、寝室数3~5室 契約締結時の中央銀行レートでテンゲ払い 共益費含まず 米ドル建て
	14.電話架設料	80.97	57.92	12,000	出所:アルマトイテレコム 個人向け料金プラン
	15.電話利用料	月額基本料:3.93 1分当たり通話料:なし	2.81 なし		出所:同上 個人向け料金プラン、市内通話
	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.17	2.27	470.4	出所:同上 個人向け料金プラン
通信費	17.携帯電話加入料	加入料:なし 前払い:8.10 SIMカード:2.02	なし 5.79 1.45	なし 1,200 300	出所 : K' Cell 料金プラン「Classic」
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:なし 1分当たり通話料:0.23	なし 0.17	なし 34.29	出所:同上 料金プラン「Classic」 市内通話
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:62 月額接続料:29	44 21		出所:アルマトイテレコム 料金プラン「メガライン」

	**/ P		特に追記がない場合はVATを含む。		
		米ドル	그ㅡㅁ	現地通貨 テンゲ	備考
電気料金	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.07 ~0.08	なし 0.05~0.06		出所:アルマトイエネルゴズブィト
料 金 	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	同上	同上	同上	出所:同上
水道料	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.23	なし 0.16	なし 33.60	出所:バスタウ
料 金 ———	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.15	なし 0.11	なし 21.80	出所:同上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.56	なし 0.4	なし 82.28	出所:アルマトイガスコントラクト
料 金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:0.17	なし 0.12	なし 24.79	出所:同上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)6,800 (2)1,900 (3)6,400		(2) 281,599	出所:日新 都市名:アルマトイ 最寄り港:(1)(3)蓮雲港(中国) 第3国仕向け港:アクタウ港(カザフスタン・カスピ 海沿岸) 内訳: (1)対日輸出:アルマトイ→蓮雲港6,200ドル、蓮 雲港→横浜港600ドル (2)第3国輸出:アルマトイ→アクタウ港1,200ドル、アクタウ港→ネカ港(イラン)700ドル (3)対日輸入:横浜港→蓮雲港600ドル、蓮雲港→アルマトイ600ドル 米ドル建て 中央銀行公定レート換算でテンゲ払い (1)対日輸出:最寄港(蓮雲港(中国))→横浜港 (2)第3国輸出:最寄港(アクタウ港(カザフスタン・カスピ海沿岸))→第3国仕向け港(ネカ港(イラン)) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(蓮雲港(中国))
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	オクタン価93:0.55 オクタン価96:0.68		82 101	出所:ヘリオス
	28.軽油価格 (1リットル)	0.45	0.32	66.00	出所:同上
為替		(1) 1米ドル=147.50テン (2) 1米ドル=148.21テン		#	調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:17.5%	出所:共和国法第100-IV号「共和国基本法『予算への税とその他の義務的な支払いについて (国税基本法)』の導入について」(2008年12月10日付)	
	31.個人所得税 (最高税率%)		10%	出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」 (2008年12月10日付)	
	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		12%	同上	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		0		同上
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		同上
	35.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		0		同上
× ★=	 査は2回にわたって実施。「29.為替L		頃日は2010年11日 (2)	N:	ル宝体

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	211~409	151~292	293~567	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 電気・電子部門、経験年数4年以下、週48時間 労働の場合
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	343~514	245~367	475~712	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 電気・電子部門、経験年数4年以下、週48時間 労働の場合
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	459~817	328~583	637~1,132	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料 電気・電子部門、経験年数4年以下、週48時間 労働の場合
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃	6.法定最低賃金	0.94/時 196.55/月	0.67/時 140.28/月	1.31/時 272.48/月	出所:チュニジア産業技術省ウェブサイト 改定日:2010年7月17日 週48時間労働の場合
金	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		な支給率は基本給の1ヵ	月相当	出所:現地日系企業聞き取り調査(平成20年度 調査結果を踏襲)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.57%被雇用者負担率:9.18%雇用者負担率:9.18%雇用者負担率の内訳:社会保障:13%(うち健康健康保険追加分:0.57%年金:2.5%加算税:0.59%被雇用者負担率の内訳社会保障:5%(うち健康健康保険追加分:1.43%年金:2.75%	₹保険基礎分:3.43%) : 保険基礎分:1.32%)	出所:チュニジア社会保険公庫ウェブサイト、仏企業振興会(UBIFRANCE)資料	
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:1.12%、1.07%、 2009年:1.76%、1.40%、 2010年:1.58%、1.60%		出所:チュニジア国立統計局(INS) 民間非農業部門における平均賃金の上昇率(四半期ごと、前期比) 2010年については第2四半期までの数字	
地	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
価・事	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.36	0.25	0.47	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA) ビゼルト工業団地(Parc d' Activites Economiques de Bizerete)
務所賃	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	1.80~3.35	1.25~2.33	2.37~4.41	同上
料 等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	911	633	1,200	出所:チュニジア不動産情報サイト エル・メンザー(El menzah) マンション、218m2、3LDK、駐車場付
	14.電話架設料	15	11	20	出所:チュニジアテレコム 料金後払いプラン
	15.電話利用料	月額基本料:2.02 1分当たり通話料: (1)0.01~(2)0.17	1.41 (1)0.0053~(2)0.12	2.667 (1)0.010~(2)0.225	出所:同上 料金後払いプラン 月額基本料は年額(32,000ディナール)を月額換算 (1)50km圏内の固定回線向けで最初の1,200分 以内 (2)他社携帯電話向け いずれも通常料金の時間帯(月~土、7~20時)
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.37	0.95	1.8	出所:同上 料金後払いプラン 1分当たり料金:0.600ディナール
信費	17.携带電話加入料	n.a.	n.a.	n.a.	
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:7.59 1分当たり通話料: (1)0.11~(2)0.14	5.28 (1)0.077~(2)0.095	10 (1)0.145~(2)0.180	出所:チュニジアテレコム 料金後払いスタンダードプラン (1)同社の第二世代携帯(GSM)向け (2)固定電話及び他社携帯電話向け いずれも通常料金の時間帯(月~土、7~20時)
	19.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額使用料:15	11		出所:同上 ADSL、2MB 2010年1月10日〜3月31日期間中の新規加入者 に適用される料金 同料金が4月以降も適用されるかどうかは不明

	1				特に追記がない場合はVATを含む。
		米ドル	ューロ	現地通貨 ディナール	備考
電気料	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:2.69/kWh 1kWh当たり料金: (a)0.07~(b)0.13	1.87/kWh (a) 0.047~(b) 0.091		出所:チュニジア電力ガス公社(STEG) 業務用高圧4時間体制プラン 税抜価格にVAT(18%)を加算 (a)深夜料金 (b)ピーク時料金
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.17/kWh 1kWh当たり料金:0.06	0.12/kWh 0.044	0.224/kWh 0.083	出所:同上 エコノミープラン 税抜価格にVAT(12%)を加算
水道	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 66 1m3当たり料金: (a)0.04~(b)0.25	46 (a) 0.029~(b) 0.17		出所:チュニジア水道開発供給公社(SONEDE) メーター口径150mmの場合 税抜価格にVAT(18%)を加算 月額基本料及び1m3当たり料金は3ヵ月毎に課金 される料金を月額換算 1m3当たり料金は使用量によって異なる (a)3ヵ月間の使用量が20m3以下 (b)同151m3以上
海 金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0.99 1m3当たり料金: (a)0.04~(b)0.25	0.68 (a) 0.029~(b) 0.17		出所:同上 メーター口径15mmの場合 税抜価格にVAT(18%)を加算 月額基本料及び1m3当たり料金は3ヵ月毎に課金 される料金を月額換算 1m3当たり料金は使用量によって異なる (a)3ヵ月間の使用量が20m3以下 (b)同151m3以上
ガス	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:269(固 定)+0.36(変動:毎時 1th当たり) 1th当たり料金:0.02	187(固定)+0.25(変 動:毎時1th当たり) 0.015	354(固定)+0.472(変 動:毎時1th当たり) 0.028	出所:チュニジア電力ガス公社(STEG) 1ヵ月当たり0〜2,000Tep(1Tep=10,000Thermies (テルミ:th))使用の業務用高圧プラン 税抜価格にVAT(18%)を加算 天然ガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.004(毎 時1th当たり) 1m3当たり料金: (a)0.19~(b)0.22	0.0031 (毎時1th当た り) (a) 0.13~(b) 0.16	0.006(毎時1th当たり) (a)0.248~(b)0.295	出所:同上 家庭用低圧プラン 天然ガス 税抜価格にVAT(18%)を加算 1m3当たり料金は使用量によって異なる 1m3当たり料金:(a)30m3以下 (b)61m3以上
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,063 (2)1,905 (3)5,315	(1)2,129 (2)1,325 (3)3,694	(1)4,035.14 (2)2,510.21 (3)7,001.90	出所:ロジスティクス会社にヒアリング 最寄り港:チュニス港 (1)対日輸出:最寄り港(チュニス港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(チュニス港)→第3国仕 向け港(マルセイユ港(フランス)) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(チュニス港)
	27.レギュラ―ガソリン価格 (1リットル)	1	0.70	1.32	出所:チュニジア産業技術省 法定価格
	28.軽油価格 (1リットル)	0.87	0.61	1.15	出所:同上 硫黄分50ppm以下の軽油 法定価格
為 替	29.為替レート	(2)1米ドル=1.317	3ディナール、1ユーロ= (2010年10月15日付け) 4ディナール、1ユーロ= (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)	国税:30			出所:チュニジア財務省ウェブサイト 一般的な法人税は30% 金融部門、炭化水素部門、通信部門は35% 上場企業は、一定条件のもとでは5年間は20% 農業、漁業、家内工業、輸出業は、2011年1月から 10%
	31.個人所得税 (最高税率%)				出所:チュニジア財務省ウェブサイト 最高税率は年収50,000ディナールを超える場合に 適用
税 税 制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18	出所:チュニジア財務省ウェブサイト 軽減税率: ヒトや農産品の輸送、手工業製品およびその原材料、缶詰、医療活動、医薬品など:6% 情報機器、情報サービス、ホテル・外食、農機、農業向け低圧・中圧電力、一般向け低圧電力、燃料の一部、農産品・水産品を除く貨物輸送:12%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)				出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料(平成21年度調査結果を踏襲)
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		0		出所:チュニジア財務省ウェブサイト、チュニジア 外国投資振興庁(FIPA)資料(平成21年度調査結 果を踏襲)
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		15		出所:チュニジア・フランス商工会議所ウェブサイト、チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料(平成21年度調査結果を踏襲)

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディルハム	備考
	1.ワーカー(一般工職)(月額)	252~871	180~621	2,029~7,000	法定最低賃金及びモロッコ労働法に基づいた計算と現地日系企業聞き取り調査(平成20年度調査結果)から抽出
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	821~1,368	586 ~ 977	6,600~11,000	出所:モロッコ投資開発庁(AMDI)資料
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	1,244~3,732	888~2,664	10,000~30,000	出所:在モロッコ日本大使館資料
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
賃	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
金	6.法定最低賃金	1.32/時	0.94/時	10.64/時	出所:モロッコ雇用・職業訓練省ウェブサイト 改定日:2009年7月1日 月額:約2,030ディルハム モロッコ労働法が定める「通常の労働時間(年 2,288時間)」を基に計算
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的	な支給率は基本給の1ヵ	月相当	出所:現地日系企業聞き取り調査(平成20年度 調査結果を踏襲)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:18.50% 被雇用者負担率:6.29%		出所:モロッコ社会保険公庫ウェブサイト	
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)		n.a.		
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	63	44	500	出所 : Casainvest ヌアスール工業団地 (Parc industriel de nouaceur)
地価・士	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3~5	2.21~3.53	25 ~ 40	出所 : 同上 カサブランカ空港工業団地 (Aeroport de Casablanca)
事務所	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	11.00	7.94	90.00	出所:同上
賃料	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,580	1,099	12,450	出所:モロッコ不動産情報ウェブサイト ラシーヌ(Racine)のマンション 2LDK、145m2、家具なし、駐車場付 敷金1~2ヵ月分 賃料はユーロ建て
	14.電話架設料	76	53	600	出所:モロッコテレコム スタンダードプラン
	15.電話利用料	月額基本料:15 1分当たり通話料:0.06 ~0.36	11 0.044~0.25	0.50~2.85	出所:同上 スタンダードプラン 通話料最小値は固定電話向けへの通話(2分単 位で課金される料金を1/2倍)、最大値は他社携 帯電話向けへの通話 いずれも通常料金時間帯(月~金の8:00~20: 00)
通信	16.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.67	1.85	21	出所:同上 スタンダードプラン 1分当たり料金:7ディルハム
費	17.携帯電話加入料	15	11	120	出所:同上 スタンダードプラン
	18.携帯電話基本通話料	月額基本料:19 1分当たり通話料:0.23 ~0.30	13 0.16~0.21		出所:同上 スタンダードプラン 通話料最小値は固定電話及びモロッコテレコム の携帯電話向けへの通話、最大値は他社携帯 電話向けへの通話、いずれも通常料金時間帯 (月~金の8:00~20:00)
	19.インターネット接続料金(ブロードバンド)	25	18	199	出所:同上 ADSL、2MB、月額

TH?	ノコ(調査都市:カサブランカ) 	1		特に追記がない場合はVATを含む。	
		米ドル	ューロ	現地通貨 ディルハム	備考
電気料へ	20.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金:0.16 ~0.24	0 0.11 ~ 0.17	0 1.2879~1.8962	出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 産業・農業用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は下限設定なしで501kWh以上使用の場合
金	21.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金:0.12 ~0.20	0.006~.0.14		出所:同上 家庭用プラン、税抜き価格にVAT(14%)を加算 1kWh当たり料金の最小値は1~100kWh使用の 場合、最大値は501kWh以上使用の場合
水	22.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.04 1m3当たり料金:1.10	1.42 0.76		出所:同上 産業用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を加算
道料金	23.一般用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:0.95 1m3当たり料金:0.41~ 1.91	0.66 0.28~1.33	7.49	出所:同上 家庭用プラン、税抜き価格にVAT(7%)を加算 1m3当たり料金の最小値は1~6m3使用の場合、 最大値は21m3以上使用の場合
ガスは	24.業務用ガス料金 (m3当たり)	5.08	3.53	40	出所:在モロッコ日本大使館 12kg当たりの価格 ブタンガス
料金	25.一般用ガス料金 (m3当たり)	6.35	4.41	50	出所:現地日系企業にヒアリング 家庭用サイズのタンク(都市ガスなし)
輸送	26.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,013 (2)1,788 (3)5,466	(2)1,243	(1)23,729.17 (2)14,078.68	出所:ロジスティクス会社(NISSIN FRANCE)への聞き取り 工場名(都市名):カサブランカ 最寄り港:カサブランカ港 第3国仕向け港:マルセイユ港(フランス) (1)対日輸出:最寄り港(カサブランカ港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(カサブランカ港)→第3 国仕向け港(マルセイユ港(フランス)) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(カサブランカ港)港)
	27.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.3	0.90	10.25	出所:在モロッコ日本大使館 法定価格
	28.軽油価格 (1リットル)	0.95	0.66	7.50	出所:同上 法定価格 硫黄分50ppm以下の軽油
為替	29.為替レート		6ディルハム、1ユーロ=1 (2010年10月15日付け) 7ディルハム、1ユーロ=1 (2010年1月15日付け)		調査項目により為替換算レート(インターバンクレート仲値)が異なる。左記の(1)、(2)のレートを適用した項目は以下の通り。 (1):賃金、(2):地価・事務所賃料等、通信費、電気料金、水道料金、ガス料金、輸送
	30.法人所得税 (表面税率%)		国税:30		出所:モロッコ経済・財政省資料
	31.個人所得税 (最高税率%)	38			出所:モロッコ経済・財政省資料 最高税率は年収180,000ディルハムを超える場合に適用
税制	32.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20	出所:モロッコ経済・財政省資料 軽減税率: 上下水道サービス、医薬品など:7% 飲食・ホテル業、観光業、銀行・為替業務など: 10% 運輸・交通事業、保険サービスなど:14%	
	33.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10	出所:モロッコ経済・財政省「2010年度租税一般 規定」	
	34.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:モロッコ経済・財政省「2010年度租税一般 規定」
	35.日本へのロイヤルティ一送 金課税(最高税率%)		10		出所:モロッコ経済・財政省「2010年度租税一般 規定」
V + = F	- 査は2回にわたって実施。「29.為替L	しません(4)の調本で	FD (+0010/F10 11 D	(0) の到本西口は0010年	- 4 D 1 - ch +-

[※]本調査は2回にわたって実施。「29.為替レート」記載の(1)の調査項目は2010年10~11月、(2)の調査項目は2010年1月に実施。